

第1号議案

第14回通常総会の招集及び開催について

(案)

業務規程の一部変更、2021年度の事業報告及び決算報告の決定等について審議するため、定款第17条第2項に定める第14回通常総会を、以下のとおり、招集、開催する。

(1) 開催日時

2022年6月7日(火) 午前10時30分開始

(2) 開催場所

電力広域的運営推進機関 会議室
(東京都江東区豊洲六丁目2番15号)

(3) 目的事項

<決議事項>

- 第1号議案 業務規程一部変更の件
- 第2号議案 2021年度事業報告の件
- 第3号議案 2021年度決算報告の件
- 第4号議案 余裕金等の運用方針の件
- 第5号議案 本総会議決事項の修正等に関する委任の件

<報告事項>

- (1) 送配電等業務指針一部変更の件
- (2) 監査報告の件

(4) 招集通知の発送及びウェブ公表予定日

2022年5月17日 招集ご通知(別紙)

以 上

【添付資料】

別紙：第14回通常総会招集ご通知

別紙

第14回通常総会
招集ご通知

2022年5月17日

電力広域的運営推進機関

2022年5月17日

会員各位

東京都江東区豊洲六丁目2番15号
電力広域的運営推進機関
理事長 大山力

第14回通常総会招集ご通知

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本機関の第14回通常総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

今回の開催に際しまして、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、総会会場に人が集まる形式を避けて開催したく、ご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

他方、総会は会員の皆様に対して、本機関の活動についてお時間をいただき説明をさせていただき数少ない場でございます。前回同様下記について取り組んでまいります。

- ①事前に議案についての説明動画を配信させていただきます。
- ②事前に議案への質問を受け付け、当日、ご質問を可能な限り回答いたします。
- ③本総会はインターネット中継を行います。

議決権を保有している会員の皆様におかれましては、別添総会参考書類をご覧いただき、**2022年6月6日（月曜日）17時40分までに、会員情報管理システム（一部の会員におかれては書面）により議決権を行使いただけますようお願い申し上げます。**

敬具

記

1. 日 時 2022年6月7日（火曜日）午前10時30分

2. 場 所 電力広域的運営推進機関 会議室
（東京都江東区豊洲六丁目2番15号）

会員の皆様の感染リスクを避けるため、特別のご事情がある場合を除きご来場をお控えいただければ幸いです。なお、事前質問の受付・インターネット中継については、本機関ウェブサイト（<https://www.occto.or.jp/>）にてお知らせ申し上げます。

3. 目的事項

議決事項

- 第1号議案 業務規程一部変更の件
- 第2号議案 2021年度事業報告の件
- 第3号議案 2021年度決算報告の件
- 第4号議案 余裕金等の運用方針の件
- 第5号議案 本総会議決事項の修正等に関する委任の件

報告事項

- (1) 送配電等業務指針一部変更の件
- (2) 監査報告の件

以上

-
1. 一部の会員におかれましては、議決権行使書（書面）を送付しております。書面による議決権行使と電磁的方法（会員情報管理システム）による議決権行使が重複した場合には、電磁的方法による議決権行使を有効といたします。
 2. 議決権の集約について、定款第24条第5項の定めによりグループ会社間で集約先を変更する場合は、あらかじめ、同条第4項各号に掲げる会員が連名により、集約先の会員の名称を記載した任意様式の届出を提出してください。
 3. 複数の電気事業ライセンスを保有している会員が、ライセンスごとに議決権の不統一行使を行う際は、2022年5月30日（月曜日）17時40分までに不統一行使を行う旨及びその理由を通知してください。
 4. 総会参考書類に修正が生じた場合は、本機関ウェブサイト（<https://www.occto.or.jp/>）でお知らせいたします。

総会参考書類

<議決事項>

第1号議案 業務規程一部変更の件

1. 変更の内容

業務規程の一部について、別紙1のとおり、変更いたしたいと存じます。

2. 変更の理由

再生可能エネルギーの主力電源化及び電力レジリエンス強化に資する次世代型ネットワークへの転換に向けた設備形成等を行うためとなります。

第2号議案 2021年度事業報告の件

2021年度事業報告について、別紙2のとおりにいたしたいと存じます。
本事業報告に関しては、別紙6の電気事業法第28条の50第2項に基づく本機関監事の意見書を頂いております。

第3号議案 2021年度決算報告の件

2021年度決算報告について、別紙3のとおりにいたしたいと存じます。
本決算報告に関しては、別紙6の電気事業法第28条の50第2項に基づく本機関
監事の意見書を頂いております。

第4号議案 余裕金等の運用方針の件

余裕金等の運用方針について、別紙4のとおりにいたしたいと存じます。

第5号議案 本総会議決事項の修正等に関する委任の件

本総会にて議決した議案（業務規程一部変更の件、2021年度事業報告及び2021年度決算報告）の内容については、若干の修正が必要となる可能性がありますので、議案の趣旨に反しない範囲での修正等を理事会に一任していただきたいと存じます。

<報告事項>

(1) 送配電等業務指針一部変更の件

1. 変更の内容

送配電等業務指針の一部について、別紙5のとおり、変更いたします。なお、本件は2022年5月16日に本機関の臨時理事会において議決済みであり、経済産業大臣に変更認可申請を行う予定です。

2. 変更の理由

再生可能エネルギーの主力電源化及び電力レジリエンス強化に資する次世代型ネットワークへの転換に向けた設備形成等を行うためとなります。

<報告事項>

(2) 監査報告の件

電気事業法第28条の20第3項及び第28条の50第2項に基づき本機関監事が実施した2021年度に係る監査の結果について別紙6および別紙7のとおり報告いたします。

業務規程一部変更の件

変更の概要は下記のとおりです。

記

1. 計画策定プロセスの検討開始要件に関する規定の変更

【該当条文：第 2 6 条、第 5 1 条、第 5 3 条、第 7 2 条（変更）

第 5 1 条の 2（新設）

第 5 7 条、第 7 3 条（削除）】

- ・ 広域連系システムの混雑を把握し費用便益評価を行った結果、システムの混雑を緩和（系統増強）することによる便益が系統増強の費用を上回る場合、本機関は計画策定プロセスを開始する等規定するとともに、広域連系システムの過去の混雑実績を指標とした要件等を削除
- ・ 計画策定プロセスにおけるファーム電源を募集する仕組みである「電気供給事業者の募集手続き」に関する規定を削除

2. N－1 電制本格適用に関する規定の変更

【該当条文：第 6 4 条の 4（新設）】

- ・ 本機関は、一般送配電事業者及び配電事業者が N－1 電制を行ったことにより生じる費用を負担する場合には、その費用について妥当性の確認を行う旨規定

3. その他

- ・ 業務規程及び送配電等業務指針の記載を適正化（主に送配電等業務指針から業務規程に移設）

以上

電力広域的運営推進機関 業務規程 新旧対照表

変更前 (変更点に下線)

平成27年4月1日施行
令和4年4月1日変更

業務規程

電力広域的運営推進機関

変更後 (変更点に下線)

平成27年4月1日施行
令和 年 月 日変更

業務規程

電力広域的運営推進機関

変 更 前 (変更点に <u>下線</u>)	変 更 後 (変更点に <u>下線</u>)
(変更履歴) 平成27年4月1日施行 平成27年4月28日変更 平成27年8月31日変更 平成28年4月1日変更 平成28年7月11日変更 平成29年4月1日変更 平成29年9月6日変更 平成30年4月1日変更 平成30年6月29日変更 平成30年10月1日変更 平成31年4月1日変更 令和元年7月1日変更 令和2年2月1日変更 令和2年3月30日変更 令和2年7月8日変更 令和2年10月1日変更 令和3年4月16日変更 令和3年7月1日変更 令和4年2月1日変更 令和4年4月1日変更	(変更履歴) 平成27年4月1日施行 平成27年4月28日変更 平成27年8月31日変更 平成28年4月1日変更 平成28年7月11日変更 平成29年4月1日変更 平成29年9月6日変更 平成30年4月1日変更 平成30年6月29日変更 平成30年10月1日変更 平成31年4月1日変更 令和元年7月1日変更 令和2年2月1日変更 令和2年3月30日変更 令和2年7月8日変更 令和2年10月1日変更 令和3年4月16日変更 令和3年7月1日変更 令和4年2月1日変更 令和4年4月1日変更 <u>令和4年4月1日変更</u>

(用語)
第2条 (略)
2 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。
一 「休日」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年7月20日法律第178号)に規定する休日並びに本機関が指定する日をいう。
二～四十四 (略)

(用語)
第2条 (略)
2 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。
一 「休日」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに本機関が指定する日をいう。
二～四十四 (略)

別表2-1 組織の業務分掌

別表2-1 組織の業務分掌

組織名	業務分掌
総務部	事務局内の事務全般の統括、総務・防災・事業継続計画の策定・法務・人事・経理・財務・購買・広報・情報システム等の間接業務全般、災害等復旧費用の相互扶助の設計・運用、他の部・室に属さない事項
企画部	容量市場の設計・管理、調整力の在り方の企画・立案、需給調整市場の制度設計、供給信頼度の在り方の企画・立案、グリッドコードの企画・立案、その他企画全般
計画部	全国需要想定、需給バランス評価、供給計画の取りまとめ、電源入札等の設計・管理、設備形成計画の策定、システム業務
運用部	需給に関する計画の取りまとめ、需給実績、需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれへの対応、連系統の管理(運用容量・計画潮流・混雑処理等)、作業停止計画調整、広域周波数調整、広域機関システムの開発・運用・保守
運用部(広域運用センター)	需給及び系統の状況の監視・管理
再生可能エネルギー・国際部	再生可能エネルギー電気特措法の規定により本機関が行う業務全般、海外調査等の国際関係業務の統括
政策調整室	本機関の業務に関する総合調整、基本的な政策の企画・立案
紛争解決対応室	苦情処理、相談対応、紛争処理、指導・勧告、制裁
監査室	監査全般

組織名	業務分掌
総務部	事務局内の事務全般の統括、総務・防災・事業継続計画の策定・法務・人事・経理・財務・購買・広報・情報システム等の間接業務全般、災害等復旧費用の相互扶助の設計・運用、他の部・室に属さない事項
企画部	容量市場の設計・運用管理、調整力の在り方の企画・立案、需給調整市場の制度設計、供給信頼度の在り方の企画・立案、グリッドコードの企画・立案、調査含むその他企画全般
計画部	全国需要想定、需給バランス評価、供給計画の取りまとめ、電源入札等の設計・運用管理、設備形成計画の策定、システム業務
運用部	需給に関する計画の取りまとめ、需給実績、需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれへの対応、連系統の管理(運用容量・計画潮流・混雑処理等)、作業停止計画調整、広域周波数調整、広域機関システムの開発・運用・保守
運用部(広域運用センター)	需給及び系統の状況の監視・管理
再生可能エネルギー・国際部	再生可能エネルギー電気特措法の規定により本機関が行う業務全般、海外調査等の国際関係業務の統括
政策調整室	本機関の業務に関する総合調整、基本的な政策の企画・立案
紛争解決対応室	苦情処理、相談対応、紛争処理、指導・勧告、制裁
監査室	監査全般

(供給計画の案に基づく調整)
第26条 (略)
2 (略)
3 本機関は、第1項の確認において、会員の流通設備の整備計画(以下「流通設備計画」という。)について、第51条第1号の規定に該当すると認めるときは、第6章第3節に定める計画策定プロセスを開始する。

(供給計画の案に基づく調整)
第26条 (略)
2 (略)
3 本機関は、第1項の確認において、会員の流通設備の整備計画(以下「流通設備計画」という。)について、第51条第1号イ又は第2号ア若しくはウの規定に該当すると認めるときは、第6章第3節に定める計画策定プロセスを開始する。

(広域系統長期方針の策定)
第48条 (略)
2 本機関は、次の各号に掲げる事項を考慮の上、広域系統長期方針を策定するものとする。
一 (略)
二 総合資源エネルギー調査会令(平成12年6月7日政令第293号)に基づき審議会等における審議
三～六 (略)
3 (略)

(広域系統長期方針の策定)
第48条 (略)
2 本機関は、次の各号に掲げる事項を考慮の上、広域系統長期方針を策定するものとする。
一 (略)
二 総合資源エネルギー調査会令(平成12年政令第293号)に基づき審議会等における審議
三～六 (略)
3 (略)

(新設)
第48条(略)
三～六 (略)
3 (略)

(広域系統長期方針の記載事項)
第48条の2 広域系統長期方針においては、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。
一 広域連系系統の整備に関する基本的な考え方

変更前 (変更点に下線)	変更後 (変更点に下線)
<p>(広域系統長期方針の見直し)</p> <p>第49条 本機関は、策定又は見直し後5年ごとに、<u>前条の規定に準じて、広域系統長期方針の見直しを行う。</u></p> <p>2 本機関は、前項の定期的な見直しのほか、次の各号に掲げる場合において、広域系統長期方針の見直しの必要性について検討を行い、見直しが必要であると判断したときには、その都度見直しを行う。</p> <p>一 エネルギー政策基本法(平成14年6月14日法律第71号)に基づきエネルギー基本計画その他の広域系統長期方針に影響を与える国の政策方針が決定又は見直された場合</p> <p>二・三 (略)</p> <p>(計画策定プロセスの開始)</p> <p>第51条 本機関は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合には、計画策定プロセスを開始する。</p> <p>一 本機関が、次のア又はイの<u>観点に基づき、送配電等業務指針で定める検討開始要件に該当すると認めた場合</u></p> <p>ア <u>安定供給 大規模災害等により、複数の発電機の計画外停止その他一般送配電事業者たる会員の供給区域の供給力が大幅に喪失する事態が発生した場合において、一般送配電事業者たる会員の供給区域間の電力の融通により安定供給を確保する観点</u></p> <p>イ <u>広域的取引の環境整備 現に発生し又は将来発生すると想定される広域連系系統の混雑を防止し、広域的な電力取引の環境を整備する観点</u></p> <p>ニ <u>電気供給事業者から次のアからウまでのいずれかの観点に基づく広域系統整備に関する提起があり、送配電等業務指針に定める検討開始要件に該当する場合</u></p> <p>ア <u>安定供給 大規模災害等により、複数の発電機の計画外停止その他一般送配電事業者たる会員の供給区域の供給力が大幅に喪失する事態が発生した場合において、電力の融通により安定供給を確保する観点</u></p> <p>イ <u>広域的取引の環境整備 個別の広域的な電力取引に起因する広域連系系統の混雑を防止し、広域的な電力取引の環境を整備する観点</u></p> <p>ウ <u>電源設置 特定の電源の設置に起因した広域的な電力取引の観点</u></p>	<p>ア 全国の将来の電気の需給に関する事項</p> <p>イ <u>全国の将来の広域連系系統のあり方に関する事項</u></p> <p>ニ <u>広域連系系統の整備の基本的な考え方の検討に係る留意事項</u></p> <p>ア <u>前号アの検討に際しての留意事項</u></p> <p>(ア) 前年度までの電気の需給の状況</p> <p>(イ) <u>社会的又は経済的事項の変化を踏まえた電気の需給の見通し</u></p> <p>(ウ) <u>一般送配電事業者たる会員の供給区域の特性</u></p> <p>イ <u>前号イの検討に際しての留意事項</u></p> <p>(ア) <u>広域的な電力取引の環境整備の見直し</u></p> <p>(イ) <u>大規模事故、災害等の発生時における供給信頼度</u></p> <p>(ウ) <u>一般送配電事業者たる会員の供給区域の特性</u></p> <p>(エ) <u>流通設備の経年情報、技術開発の進展その他の技術的情報</u></p> <p>三 <u>その他広域連系系統の整備及び更新の方向性に関する事項</u></p> <p>(広域系統長期方針の見直し)</p> <p>第49条 本機関は、策定又は見直し後5年ごとに、<u>第48条の規定に準じて、広域系統長期方針の見直しを行う。</u></p> <p>2 本機関は、前項の定期的な見直しのほか、次の各号に掲げる場合において、広域系統長期方針の見直しの必要性について検討を行い、見直しが必要であると判断したときには、その都度見直しを行う。</p> <p>一 エネルギー政策基本法(平成14年法律第71号)に基づきエネルギー基本計画その他の広域系統長期方針に影響を与える国の政策方針が決定又は見直された場合</p> <p>二・三 (略)</p> <p>(本機関の発議による計画策定プロセスの開始)</p> <p>第51条 本機関は、次の各号のいずれかの<u>検討開始要件に該当すると認める場合には、計画策定プロセスを開始する。</u></p> <p>一 次のア又はイの<u>いずれかの要件に該当する場合</u></p> <p>ア <u>複数の発電機の計画外停止が発生し、一般送配電事業者たる会員の供給区域の予備力を超える大幅な供給力が喪失した際に、連系線が運用容量まで使用されたにもかかわらず電気の供給の支障(電路が自動的に再閉路されることにより電気の供給の支障が解消した場合を除く。)が発生した場合</u></p> <p>イ <u>発生し得る大規模事故、災害等の影響分析等により、大規模停電等が懸念され電気の安定供給を確保する必要があると認められる場合</u></p> <p>ニ <u>本機関が、次のアからウまでのいずれかの要件に該当し、広域的な電力取引の環境の整備が必要と認める場合</u></p> <p>ア <u>将来の電源の開発動向を基に広域連系系統の混雑を把握し、その系統の混雑を緩和することによる社会的な便益及び系統整備に要する費用の評価の結果、便益が費用を上回ることが見込まれる場合</u></p> <p>イ <u>次条第1項の評価の結果、アの要件に相当する場合</u></p> <p>ウ <u>ア及びイの他広域連系系統の整備を行う必要性が認められる蓋然性が高く、広域系統整備を検討すべき合理性がある場合</u></p>

変更前 (変更点に下線)	変更後 (変更点に下線)
<p>三 国から広域系統整備に関する検討の要請を受けた場合</p>	<p>(削る)</p>
<p>(新設)</p> <p>第51条の2 本機関は、送配電等業務指針の定めるところにより電気供給事業者から広域連系系統を 増強するよう申出があった場合には、次の各号に掲げる事項を確認した上で、その増強を検討する必 要性について前条第2号アに規定する評価に相当する評価を行う。</p> <p>一 申出を行った電気供給事業者の発電設備等の出力制限量</p> <p>二 計画策定プロセスにより既に検討を行っている又は検討を行うおうとしている他の案件において、 申出のあった広域連系系統の増強の計画がないこと</p> <p>2 本機関は、前項第1号の確認に際し、災害による流通設備の故障、流通設備の作業停止その他申出 を行った電気供給事業者の発電設備等の出力制限が生じた期間に偶発的に発生した事象であつて、当 該期間以降に継続的に発生することが見込まれないものの影響が認められる場合は、当該影響を除外 するものとする。</p> <p>3 本機関は、申出を行った電気供給事業者に対し、第1項の評価の結果を書面で通知するものとす る。</p> <p>4 本機関は、電気供給事業者からの申出があつた場合は、第1項の評価結果を取りまとめ、設備形成 に係る委員会に報告する。</p>	<p>(電気供給事業者からの申出による広域系統整備を検討する必要性の評価)</p> <p>第51条の2 本機関は、送配電等業務指針の定めるところにより電気供給事業者から広域連系系統を 増強するよう申出があった場合には、次の各号に掲げる事項を確認した上で、その増強を検討する必 要性について前条第2号アに規定する評価に相当する評価を行う。</p> <p>一 申出を行った電気供給事業者の発電設備等の出力制限量</p> <p>二 計画策定プロセスにより既に検討を行っている又は検討を行うおうとしている他の案件において、 申出のあった広域連系系統の増強の計画がないこと</p> <p>2 本機関は、前項第1号の確認に際し、災害による流通設備の故障、流通設備の作業停止その他申出 を行った電気供給事業者の発電設備等の出力制限が生じた期間に偶発的に発生した事象であつて、当 該期間以降に継続的に発生することが見込まれないものの影響が認められる場合は、当該影響を除外 するものとする。</p> <p>3 本機関は、申出を行った電気供給事業者に対し、第1項の評価の結果を書面で通知するものとす る。</p> <p>4 本機関は、電気供給事業者からの申出があつた場合は、第1項の評価結果を取りまとめ、設備形成 に係る委員会に報告する。</p>
<p>(新設)</p> <p>(一般送配電事業者たる会員に対する状況の確認)</p> <p>第52条 (略)</p> <p>2 本機関は、前項の確認の結果、一般送配電事業者又は送電事業者たる会員による流通設備計画によ つて、本機関が計画策定プロセスを開始しようとする目的又は検討提起者による広域系統整備に関す る提起の内容が実現できると認めるときは、前条第1号及び第2号の規定にかかわらず、計画策定プ ロセスを開始しない。</p>	<p>(一般送配電事業者たる会員の提起による計画策定プロセスの開始)</p> <p>第51条の3 本機関は、一般送配電事業者たる会員から、大規模災害等により、複数の発電機の計画 外停止その他一般送配電事業者たる会員の供給区域の供給力が大幅に喪失する事態が発生した場合 において、電力の融通により電気の安定供給を確保する観点に基づく広域系統整備に関する提起があ り、第51条第1号のいずれかの検討開始要件に該当する場合には、計画策定プロセスを開始する。</p> <p>(国の要請に基づく計画策定プロセスの開始)</p> <p>第51条の4 本機関は、国から広域系統整備に関する検討の要請を受けた場合には、計画策定プロセ スを開始する。</p>
<p>(一般送配電事業者たる会員に対する状況の確認)</p> <p>第52条 (略)</p> <p>2 本機関は、前項の確認の結果、一般送配電事業者又は送電事業者たる会員による流通設備計画によ つて、本機関が計画策定プロセスを開始しようとする目的又は検討提起者による広域系統整備に関す る提起の内容が実現できると認めるときは、前条第1号及び第2号の規定にかかわらず、計画策定プ ロセスを開始しない。</p> <p>(計画策定プロセスを開始しない場合の通知)</p> <p>第53条 本機関は、電気供給事業者から広域系統整備に関する提起があつた場合で、送配電等業務指 針に定める検討開始要件に該当しないと認められた場合又は前条第1項の確認の結果により計画策定プ ロセスを開始しない場合には、当該電気供給事業者に対して、計画策定プロセスを開始しない旨及び その理由を書面で通知する。</p>	<p>(一般送配電事業者たる会員に対する状況の確認)</p> <p>第52条 (略)</p> <p>2 本機関は、前項の確認の結果、一般送配電事業者又は送電事業者たる会員による流通設備計画によ つて、本機関が計画策定プロセスを開始しようとする目的又は検討提起者による広域系統整備に関す る提起の内容が実現できると認めるときは、第51条及び第51条の3の規定にかかわらず、計画策 定プロセスを開始しない。</p> <p>(計画策定プロセスを開始しない場合の通知)</p> <p>第53条 本機関は、一般送配電事業者たる会員から広域系統整備に関する提起があつた場合で、第5 1条第1号に定める検討開始要件に該当しないと認められた場合又は前条第1項の確認の結果により計 画策定プロセスを開始しない場合には、当該一般送配電事業者たる会員に対して、計画策定プロセ スを開始しない旨及びその理由を書面で通知する。</p>
<p>(計画策定プロセスの進め方の決定)</p> <p>第54条 本機関は、計画策定プロセスを開始したときは、設備形成に係る委員会における検討を踏ま え、計画策定プロセスの進め方を決定する。</p>	<p>(計画策定プロセスの進め方の決定)</p> <p>第54条 本機関は、計画策定プロセスを開始したときは、次の各号に掲げる事項を確認の上、設備形 成に係る委員会における検討を踏まえ、計画策定プロセスの進め方を決定する。</p> <p>一 他の案件との同一性として次に掲げるもの</p> <p>ア 新規の計画策定プロセスに係る案件(以下「新規検討案件」という。)と、過去の計画策定プロ セスにより検討を行った案件(広域系統整備計画の策定に至らなかつたものに限る。)との間の</p>

変更前 (変更点に下線)	変更後 (変更点に下線)
<p>2 計画策定プロセスの標準検討期間は送配電等業務指針に定める。</p>	<p>検討開始の理由及び内容の同一性。同一性が認められる場合には、当該案件の検討を行った時からの状況の変化の有無及び程度</p> <p>1 新規検討案件と、現在、計画策定プロセスにより検討を行っている又は検討を行おうとしている他の案件との間の検討開始の理由又は内容の同一性。同一性が認められる場合には、当該他の案件とは別に広域系統整備の検討を行う必要性</p> <p>2 計画策定プロセスの標準検討期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</p> <p>1 流通設備の建設、維持及び運用の実施方策の案 (以下「実施案」という。)及びこれを実施する事業者 (以下「事業実施主体」という。)の募集を行う場合 18か月</p> <p>2 実施案及び事業実施主体の募集を行わない場合 12か月</p> <p>3 本機関は、第1項の確認及び検討の結果、計画策定プロセスを継続する必要性がないと判断した場合であつて、第1項第1号に規定する同一性を認め、他の案件と併せて広域系統整備の検討を行うことが適当であると認めた場合には、当該他の案件の検討において、新規検討案件の検討開始の理由及び内容を考慮するものとする。</p>
<p>(計画策定プロセスの進め方の公表)</p> <p>第55条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(計画策定プロセスの進め方の公表)</p> <p>第55条 (略)</p> <p>2 本機関は、一般送配電事業者たる会員の提起に基づき、計画策定プロセスを開始した案件である場合は、計画策定プロセスの進め方の決定後、前項に掲げる事項を当該一般送配電事業者たる会員に書面で通知する。</p> <p>3 (略)</p>
<p>(基本要件及び受益者の決定)</p> <p>第56条 本機関は、<u>計画策定プロセスの進め方を決定した案件について、設備形成に係る委員会の検討 (代替的な方策との比較検討を含む。)を踏まえ、広域系統整備の基本的な要件 (以下「広域系統整備の基本要件」という。)及び広域系統整備の目的に照らして受益のある者 (以下「受益者」という。)の範囲を決定する。</u></p>	<p>(基本要件及び受益者の範囲の決定)</p> <p>第56条 本機関は、<u>第54条第1項の確認及び検討の結果、計画策定プロセスを継続する必要性があると判断した場合には、設備形成に係る委員会の検討 (代替的な方策との比較検討を含む。)を踏まえ、広域系統整備の基本要件及び広域系統整備の目的に照らして利益を受ける者 (以下「受益者」という。)の範囲を決定するに当たり、次の各号に掲げる事項を考慮の上、広域系統整備を行う必要性の有無を検討する。</u></p> <p>1 広域系統整備に代わる代替的な方策 (電源の新増設、既設電源の供給力の増加等)</p> <p>2 広域系統整備に要する費用</p> <p>3 広域系統整備による電気の安定供給に与える影響</p> <p>4 広域系統整備による電力取引の活性化への寄与の有無及びその程度</p> <p>5 広域系統整備による再生可能エネルギー電源導入への寄与の有無及びその程度</p> <p>6 その他広域系統整備による社会的な便益に与える影響</p> <p>2 本機関は、前項の検討の結果、広域系統整備を行う必要性があると判断した場合には、次の各号に掲げる事項を考慮の上、設備形成に係る委員会の検討 (代替的な方策との比較検討を含む。)を踏まえ、広域系統整備の基本要件及び受益者の範囲を決定する。</p> <p>1 検討提起者の意見 (第51条の3の規定により計画策定プロセスを開始した場合に限る。)</p> <p>2 国の要請の内容 (第51条の4の規定により計画策定プロセスを開始した場合に限る。)</p> <p>3 関係する電気供給事業者及び受益者の候補者の意見</p> <p>3 広域系統整備の基本要件の記載事項は次の各号に掲げるとおりとする。</p>

変更前 (変更点に下線)	変更後 (変更点に下線)
	<p>二 増強の目的及び期待される効果</p> <p>三 必要な増強容量</p> <p>三 広域系統整備が必要となる時期</p> <p>四 広域系統整備の方策（工事概要、概略ルート、概算工事費、概略所要工期等）</p> <p>五 概算工事費から試算した特定負担額の見通し</p> <p>六 今後のスケジュール</p>
<p>(新設)</p>	<p>(実施案等の募集の要否の決定)</p> <p>第56条の2 本機関は、広域系統整備の基本要件を決定する際に、設備形成に係る委員会の意見を踏まえ、実施案及び事業実施主体の募集を行うか否かを決定する。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(実施案等の募集の実施)</p> <p>第56条の3 本機関は、前条の規定により実施案及び事業実施主体の募集を行うと決定した場合には、次の各号に掲げる手順にしたがって、実施案及び事業実施主体の募集を行う。</p> <p>一 実施案募集の公表</p> <p>本機関は、実施案の募集を決定したことを公表する。</p> <p>二 公募要綱の策定・公表</p> <p>本機関は、第56条の規定により決定した広域系統整備の基本要件を踏まえ、応募資格、必要な増強容量、広域系統整備が必要となる時期、広域系統整備の方策、実施案の提出期限、実施案及び事業実施主体の選定スケジュール、実施案及び事業実施主体の評価方法、実施案の記載事項その他必要な事項を定めた公募要綱を策定し、公表する。なお、本機関は、公募要綱の策定に当たっては、必要に応じ委員の意見を聴取するとともに、公表する内容を検討するものとする。</p> <p>三 応募意思の確認</p> <p>本機関は、実施案の応募の意思を有する事業者から応募意思を表明する文書の提出を受ける。</p> <p>四 応募資格の審査</p> <p>本機関は、前号の規定により応募意思を表明した事業者について、送配電等業務指針に定める応募資格者に該当することその他の公募要綱で定める応募資格を満たす事業者（以下「有資格事業者」という。）であることを確認する。</p> <p>五 説明会の開催</p> <p>本機関は、必要に応じ、有資格事業者を対象とした公募要綱の説明会を開催する。</p> <p>六 応募に必要な情報の提供</p> <p>本機関は、有資格事業者から、実施案の作成のために情報の提供の依頼があつた場合には、本機関が実施案の作成のために必要であると認める範囲において、関係する電気供給事業者から情報の提出を受け、当該有資格事業者に当該情報を提供する。この場合には、本機関は、有資格事業者に対して、開示した情報に関する守秘義務を課し、目的外利用を禁止するため、別途誓約書の提出を求めるものとする。</p> <p>七 実施案の受領</p> <p>本機関は、第2号の公募要綱に記載した提出期限までに有資格事業者から実施案の提出を受けらる。</p> <p>2 本機関は、前項第3号に規定する応募意思を有する事業者がいらない場合、前項第4号の規定による有資格事業者がいらない場合又は前項第7号に規定する実施案の提出がない場合には、実施案の募集を取り止める。</p> <p>3 本機関は、前項の規定により実施案の募集を取り止めた場合には、広域系統整備の基本要件に定め</p>

変更前 (変更点に下線)	変更後 (変更点に下線)
<p>(電気供給事業者の募集手続)</p> <p>第57条 本機関は、前条の検討に際し、必要と認める場合は、広域的な電力取引により、計画策定プロセスの検討の対象となる広域連系系統の利用を拡大しようとする電気供給事業者を募集することができる。</p> <p>2 本機関は、電気供給事業者から前項の募集に対する応募がなされた場合には、当該電気供給事業者の応募の内容を踏まえ、広域系統整備の基本要件及び受益者の範囲の検討を行う。</p> <p>(実施案の募集及び決定)</p> <p>第58条 本機関は、広域系統整備の基本要件を踏まえ、設備の建設、維持及び運用の実施方策の案(以下「実施案」という。)並びにこれを実施する事業者(以下「事業実施主体」という。)を募集する。</p>	<p>た工事概要に基づき、当該工事により設置する電線路等の接続先となる電線路等を維持し、及び運用する一般送配電事業者又は送電事業者たる会員の中から実施案の提出を求める事業者を選定し、実施案の提出を求める。ただし、本機関が、広域系統整備の基本要件に照らし、他の一般送配電事業者又は送電事業者たる会員に実施案の提出を求めることが適切と判断した場合には、当該他の一般送配電事業者又は送電事業者たる会員に対して、実施案の提出を求める。</p> <p>(実施案の募集を行わない場合の手続)</p> <p>第56条の4 本機関は、既設設備の増強が適当であると認める場合その他の実施案の募集を行うことが合理的でないと認めるときは、設備形成に係る委員会の検討を踏まえ、実施案の提出を求める会員を決定し、当該会員に対し、広域系統整備の基本要件を示した上で実施案の提出を求めることができる。</p>
<p>(新設)</p> <p>第57条 本機関は、前条の検討に際し、必要と認める場合は、広域的な電力取引により、計画策定プロセスの検討の対象となる広域連系系統の利用を拡大しようとする電気供給事業者を募集することができる。</p> <p>2 本機関は、電気供給事業者から前項の募集に対する応募がなされた場合には、当該電気供給事業者の応募の内容を踏まえ、広域系統整備の基本要件及び受益者の範囲の検討を行う。</p> <p>(実施案の募集及び決定)</p> <p>第58条 本機関は、広域系統整備の基本要件を踏まえ、設備の建設、維持及び運用の実施方策の案(以下「実施案」という。)並びにこれを実施する事業者(以下「事業実施主体」という。)を募集する。</p>	<p>第57条 削除</p> <p>(実施案及び事業実施主体の決定)</p> <p>第58条 本機関は、第56条の3又は第56条の4の規定により提出された実施案について、設備形成に係る委員会における次の各号に掲げる事項についての総合的な評価を踏まえ、実施案及び事業実施主体を決定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 公募要綱等への適合性 増強容量、増強の完了時期、送配電等業務指針に定める電力系統性能基準の充足性、法令又は政省令への適合性等 二 経済性 工事費、流通設備の維持・運用費用、送電損失等 三 系統の安定性 電力系統の運用に関する柔軟性、事故発生時のリスク等 四 対策の効果 安定供給、電力取引の活性化、再生可能エネルギー電源の導入拡大等への寄与 五 事業実現性 流通設備の建設(用地取得を含む。)に関する経験、用地取得のリスク、工事の難易度等 六 事業継続性 財務的健全性、流通設備の維持・運用に関する経験、保守・運用の体制等 七 その他実施案の妥当性を評価するに当たって必要な事項 <p>2 本機関は、実施案の評価において、経済性、系統の安定性若しくは事業実現性等の向上又は提出された実施案の適正な比較評価のために必要であると認められた場合には、実施案の修正に関し、設備形成に係る委員会の検討を踏まえ、当該実施案の応募者に協議を行う。ただし、軽微な修正については、設備形成に係る委員会の検討を経ることなく、当該協議を行うことができる。</p> <p>3 本機関は、実施案の内容に事業実施主体以外の他の電気供給事業者が維持・運用する既設の電力設備(以下「他者設備」という。)の増強・改造等が含まれる場合若しくはその可能性が認められる場合又は当該実施案の内容が他者設備の維持・運用に影響を与える可能性が認められる場合には、当該他の電気供給事業者に対し、次の各号に掲げる事項を確認する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 既設の電力設備の増強・改造等の必要性に関する検討方法及び結果の妥当性 二 既設の電力設備の増強・改造等の内容及び概算費用の妥当性 三 既設の電力設備の維持・運用への影響の有無及び影響が有る場合にはその対策 <p>(受益者及び費用負担割合等の決定)</p>
<p>(電気供給事業者の募集手続)</p> <p>第57条 本機関は、前条の検討に際し、必要と認める場合は、広域的な電力取引により、計画策定プロセスの検討の対象となる広域連系系統の利用を拡大しようとする電気供給事業者を募集することができる。</p> <p>2 本機関は、電気供給事業者から前項の募集に対する応募がなされた場合には、当該電気供給事業者の応募の内容を踏まえ、広域系統整備の基本要件及び受益者の範囲の検討を行う。</p> <p>(実施案の募集及び決定)</p> <p>第58条 本機関は、広域系統整備の基本要件を踏まえ、設備の建設、維持及び運用の実施方策の案(以下「実施案」という。)並びにこれを実施する事業者(以下「事業実施主体」という。)を募集する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、本機関は、既設設備の増強が適当であると認めた場合その他実施案の募集を行うことが合理的でないと認めるときは、実施案の提出を求める会員を特定し、当該会員に対し、要件を示した上で実施案の提出を求めることができる。</p> <p>3 本機関は、前各項の規定により提出された実施案について、設備形成に係る委員会において、経済性、系統の安定性、費用対効果、事業実現性、事業継続性等の観点から総合的に評価し、実施案及びその事業実施主体を決定する。</p> <p>(受益者及び費用負担割合等の決定)</p>	<p>(受益者及び費用負担割合等の決定)</p>

変更前 (変更点に下線)	変更後 (変更点に下線)
<p>第59条 本機関は、設備形成に係る委員会における検討を踏まえ、広域系統整備に要する費用の費用負担割合（一般負担と特定負担の別及び電気供給事業者ごとの負担の割合をいう。以下同じ。）等を決定する。</p> <p>2 本機関は、前項に掲げる場合において、実施案に基づき、第56条の規定により決定した受益者以外に広域系統整備の目的に照らした受益者が認められるときは、当該受益者を含め、費用負担割合等を決定する。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第59条 本機関は、法令その他国が定める指針に基づき、受益者が受益の程度に応じて広域系統整備に要する費用を負担することを原則として、広域系統整備に要する費用の費用負担割合（一般負担と特定負担の別及び電気供給事業者ごとの負担の割合をいう。以下同じ。）等の案を検討する。</p> <p>2 本機関は、前項の検討に際し、実施案に基づき、第56条の規定により決定した受益者の範囲以外に広域系統整備の目的に照らした受益者が認められるときは、当該受益者を含め、費用負担割合等の案を検討する。</p> <p>3 本機関は、前2項の検討の結果、広域系統整備に要する費用の負担を求めることが適当であると認められた全ての電気供給事業者（以下「費用負担候補者」という。）に対して検討の結果を示し、設備形成に係る委員会へのオブザーバーとしての招聘又は書面による意見聴取その他適宜の方法で個別に意見を求める。</p> <p>4 本機関は、設備形成に係る委員会における費用負担候補者の意見に関する検討を踏まえ、費用負担割合等の案を決定し、費用負担候補者に通知する。</p> <p>5 本機関は、前項の規定により通知を行った費用負担割合等の案の再検討の要請を受けた場合、前項の規定に準じて再び費用負担割合等の案を決定し、費用負担候補者に通知する。</p> <p>6 本機関は、前2項の規定により通知した費用負担割合等の案に対し、全ての費用負担候補者から書面による同意を得た場合には、費用負担割合等を決定する。</p> <p>(計画策定プロセスの延長時の扱い)</p> <p>第59条の2 本機関は、第54条の規定により定めた広域系統整備計画の策定までの期間内に広域系統整備計画の策定ができない場合には、当該期間内に、新たに広域系統整備計画の策定までの期間を決定するとともに、中間報告を作成し、当該期間及び中間報告を公表する。</p> <p>2 本機関は、第51条の3の規定による提起を行った者又は第51条の4の規定による検討を要請した者並びに費用負担候補者に対して、前項の新たな期間及び中間報告を書面で通知する。</p> <p>(広域系統整備計画の策定)</p> <p>第60条 本機関は、設備形成に係る委員会の検討を踏まえ、決定された実施案、事業実施主体及び費用負担割合に基づき、広域系統整備計画を策定する。</p> <p>2 広域系統整備計画には、次の各号に掲げる事項を記載する。</p> <p>一 広域系統整備計画の策定に係る検討の経緯及びその内容</p> <p>二 整備又は更新をしようとする流通設備</p> <p>三 流通設備の整備又は更新の方法</p> <p>四 工事費の概算額、運転維持費の概算額並びに費用負担の負担割合等及び考え方</p> <p>五 流通設備の整備又は更新の工事の完了の予定時期</p> <p>六 事業実施主体</p> <p>七 その他広域連系系統の整備に関する事項</p> <p>(計画策定プロセスの終了)</p> <p>第61条 本機関は、広域系統整備計画の策定が完了した場合又は次の各号に掲げる場合には、計画策定プロセスを終了する。</p> <p>一 第54条第1項の規定により、計画策定プロセスを継続する必要性がないと決定した場合</p> <p>二 第56条第1項の検討の結果、広域系統整備を行う必要性がないと判断し、広域系統整備の基本要件及び受益者の範囲を決定しなかった場合</p> <p>三 全ての費用負担候補者が費用負担の意思がないことを明らかにした場合</p> <p>四 その他設備形成に係る委員会の検討に基づき、広域系統整備計画の策定を行うことが困難である</p>
<p>(広域系統整備計画の策定)</p> <p>第60条 本機関は、設備形成に係る委員会の検討を踏まえ、決定された実施案、事業実施主体及び費用負担割合に基づき、広域系統整備計画を策定する。</p> <p>(新設)</p>	<p>(広域系統整備計画の策定)</p> <p>第60条 本機関は、設備形成に係る委員会の検討を踏まえ、決定された実施案、事業実施主体及び費用負担割合に基づき、広域系統整備計画を策定する。</p> <p>2 広域系統整備計画には、次の各号に掲げる事項を記載する。</p> <p>一 広域系統整備計画の策定に係る検討の経緯及びその内容</p> <p>二 整備又は更新をしようとする流通設備</p> <p>三 流通設備の整備又は更新の方法</p> <p>四 工事費の概算額、運転維持費の概算額並びに費用負担の負担割合等及び考え方</p> <p>五 流通設備の整備又は更新の工事の完了の予定時期</p> <p>六 事業実施主体</p> <p>七 その他広域連系系統の整備に関する事項</p> <p>(計画策定プロセスの終了)</p> <p>第61条 本機関は、広域系統整備計画の策定が完了した場合又は次の各号に掲げる場合には、計画策定プロセスを終了する。</p> <p>一 第54条第1項の規定により、計画策定プロセスを継続する必要性がないと決定した場合</p> <p>二 第56条第1項の検討の結果、広域系統整備を行う必要性がないと判断し、広域系統整備の基本要件及び受益者の範囲を決定しなかった場合</p> <p>三 全ての費用負担候補者が費用負担の意思がないことを明らかにした場合</p> <p>四 その他設備形成に係る委員会の検討に基づき、広域系統整備計画の策定を行うことが困難である</p>
<p>(計画策定プロセスの終了)</p> <p>第61条 本機関は、広域系統整備計画の策定が完了した場合その他送配電等業務指針に定めるときは、計画策定プロセスを終了する。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(計画策定プロセスの終了)</p> <p>第61条 本機関は、広域系統整備計画の策定が完了した場合又は次の各号に掲げる場合には、計画策定プロセスを終了する。</p> <p>一 第54条第1項の規定により、計画策定プロセスを継続する必要性がないと決定した場合</p> <p>二 第56条第1項の検討の結果、広域系統整備を行う必要性がないと判断し、広域系統整備の基本要件及び受益者の範囲を決定しなかった場合</p> <p>三 全ての費用負担候補者が費用負担の意思がないことを明らかにした場合</p> <p>四 その他設備形成に係る委員会の検討に基づき、広域系統整備計画の策定を行うことが困難である</p>

変更前 (変更点に下線)	変更後 (変更点に下線)
<p>(新設) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>と認められる場合</p> <p>2 本機関は、前項第3号及び第4号の規定にかかわらず、広域系統整備の基本要件や実施案を見直すこと等によって、広域系統整備計画の策定に至る見込みがある場合は、基本要件や実施案の見直し等を行った上で、第56条から前条までの規定に準じて、計画策定プロセスを継続する。</p> <p>3 本機関は、第1項各号に掲げる場合として計画策定プロセスを終了する場合には、第51条の3の規定による提起を行った者又は第51条の4の規定による検討を要請した者並びに費用負担候補者の意見を聴取する。</p> <p>第4節 その他</p> <p>(N-1電制の際の費用精算に関する妥当性確認)</p> <p>第64条の4 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、N-1故障(送配電線1回線、変圧器1台又は発電機1台その他の電力設備の単一故障をいう。)の発生時に保護継電器により行われる速やかな発電抑制(以下「N-1電制」という。)が実施されたことにより、一般送配電事業者又は配電事業者たる会員から送配電等業務指針に定めるところによりN-1電制の費用に関する資料の提出を受けた場合は、本機関が別に定める基準により妥当性を検証し、確認する。</p> <p>2 本機関は、前項の確認の実施に必要と判断したときは、一般送配電事業者若しくは配電事業者たる会員又は関係する電気供給事業者に対して、追加の資料の提出を求めることができる。</p> <p>3 本機関は、第1項の確認を完了したときは、一般送配電事業者又は配電事業者たる会員に対して確認の結果を速やかに書面にて回答する。</p>
<p>(この章の業務の詳細)</p> <p>第66条 この章の業務の詳細は、この章に定めるほか、送配電等業務指針において定める。</p> <p>(接続検討の回答)</p> <p>第72条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本機関は、前条の規定による接続検討の結果が以下の条件に該当する場合には、第1項の回答及び説明に加え、次の各号に掲げる事項を回答書に記載するとともに、特定系統連系希望者に対し、必要な説明を行う。</p>	<p>第66条 削除</p> <p>(接続検討の回答)</p> <p>第72条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本機関は、前条の規定による接続検討の結果、特定系統連系希望者の系統連系工事が電源接続案件一括検討プロセス(第75条に規定する電源接続案件一括検討プロセス)の対象となる可能性がある場合には、第1項の回答及び説明に加え、電源接続案件一括検討プロセスの対象となる可能性があること及び同プロセスの開始に至る手続を回答書に記載するとともに、特定系統連系希望者に対し、必要な説明を行う。</p> <p>(削る)</p>
<p>二 系統連系工事に広域連系系統の増強(新設を含む。以下同じ。)工事が含まれる場合 第51条第2号ウの規定により本機関に対して計画策定プロセスの提起を行うことができる電気供給事業者に該当するか否か及び計画策定プロセスの開始に至る手続</p> <p>三 特定系統連系希望者の系統連系工事が電源接続案件一括検討プロセス(第75条に定める。以下同じ。)の対象となる可能性がある場合 電源接続案件一括検討プロセスの対象となる可能性があること及び同プロセスの開始に至る手続</p> <p>(一般送配電事業者たる会員が受け付けた接続検討に対する検討結果の報告を受けた場合の取扱い)</p> <p>第73条 本機関は、一般送配電事業者たる会員から、送配電等業務指針で定めるところにより、一般送配電事業者たる会員が受け付けた接続検討の申込みに対する検討結果が前条第3項第1号に掲げる条件に該当するとの報告を受けた場合は、一般送配電事業者たる会員が系統連系希望者に対し回答を行った後速やかに、系統連系希望者に対し同号の規定に準じて説明を行う。</p> <p>2 本機関は、前項の報告を受けた接続検討の申込みに対する検討結果が前条第3項第2号に掲げる条</p>	<p>第73条 削除</p>

変更前 (変更点に下線)	変更後 (変更点に下線)
<p>件にも該当する場合には、前項の説明と併せ、系統連系希望者に対し同号の規定に準じて説明を行う。</p> <p>(調整交付金の交付業務) 第180条の3 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第15条の4第1項の規定により、再生可能エネルギー電気特措法第15条の2第1項の経済産業省令で定める期間ごとに、各FIT電気買取事業者に対し交付すべき調整交付金の額を決定し、当該各FIT電気買取事業者に対し、その者に対し交付すべき供給促進交付金の額その他必要な事項を通知する。</p> <p>4 (略)</p> <p>附則 (令和4年1月26日)</p> <p>(施行期日) 第1条 本規程は、令和4年2月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。</p> <p>附則 (令和4年4月1日)</p> <p>(施行期日) 第1条 本規程は、令和4年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。</p>	<p>(調整交付金の交付業務) 第180条の3 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第15条の4第1項の規定により、再生可能エネルギー電気特措法第15条の2第1項の経済産業省令で定める期間ごとに、各FIT電気買取事業者に対し交付すべき調整交付金の額を決定し、当該各FIT電気買取事業者に対し、その者に対し交付すべき調整交付金の額その他必要な事項を通知する。</p> <p>4 (略)</p> <p>附則 (令和4年1月26日)</p> <p>(施行期日) 本規程は、令和4年2月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。</p> <p>附則 (令和4年4月1日)</p> <p>(施行期日) 本規程は、令和4年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。</p>

附則 (令和 年 月 日)

(施行期日)

本規程は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。ただし、第64条の4の規定は、経済産業大臣の認可を受けた日又はN-1電制の費用精算に関する託送供給等約款の変更の効力が全ての一般送配電事業者において生じた日のいずれか遅い日から施行する。

2021年度事業報告書（案）

I. 電力広域的運営推進機関の概要

1. 目的

電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）は、電気事業者が営む電気事業に係る電気の需給の状況の監視及び電気事業者に対する電気の需給の状況が悪化した他の電気事業者への電気の供給の指示等の業務を行うことにより、電気事業の遂行に当たっての広域的運営を推進することを目的とする。

2. 業務内容

本機関は、電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）に基づき、次の業務を行う。

- ① 会員が営む電気事業に係る電気の需給の状況の監視を行うこと。
- ② 会員が営む電気事業に係る電気の需給の状況が悪化し、又は悪化するおそれがある場合において、電気の需給の状況を改善する必要があると認められるときは、会員に対し指示を行うこと。
- ③ 送配電等業務指針を策定すること。
- ④ 電気事業者から供給計画を受け取ったときは、これを取りまとめ、検討するとともに、意見があるときは当該意見を付して経済産業大臣に送付を行うこと。
- ⑤ 一般送配電事業者から災害時連携計画を受け取ったときは、検討するとともに、意見があるときは当該意見を付して経済産業大臣に送付を行うこと。
- ⑥ 入札の実施その他の方法により発電用の電気工作物を維持し、及び運用する者その他の供給能力を有する者を募集する業務その他の供給能力の確保を促進するための業務を行うこと。
- ⑦ 卸電力取引所から翌日市場における地域間の売買取引の決済に係る収入からその決済に要する費用を控除した金額の納付を受け、変電用、送電用及び配電用の電気工作物の整備及び更新に関する費用の一部に充てるための交付金を交付すること。
- ⑧ ⑦に掲げる業務を実施するため、広域系統整備計画を策定すること。
- ⑨ 送配電等業務の円滑な実施その他の電気の安定供給の確保のため必要な電気供給事業者に対する指導、勧告その他の業務を行うこと。
- ⑩ 送配電等業務についての電気供給事業者からの苦情の処理及び紛争の解決を行うこと。
- ⑪ 送配電等業務に関する情報提供及び連絡調整を行うこと。
- ⑫ ①～⑪に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- ⑬ ①～⑫に掲げる業務のほか、電気事業の遂行に当たって広域的運営を推進する目的を達成するために必要な業務を行うこと。
- ⑭ 電気工作物の災害その他の事由による被害からの復旧に関する費用の一部に充てるための交付金を交付すること。

3. 事務所の所在地

東京都江東区豊洲6丁目2番15号

4. 会員の状況

2022年3月31日現在の会員数は、1,757事業者である。

(内訳) 一般送配電事業者：10事業者
送電事業者：3事業者
特定送配電事業者：35事業者
小売電気事業者：752事業者
発電事業者：1,031事業者

5. 役員の状況

2022年3月31日現在の役員は、次のとおりである。

理事長	大山 力
理事	寺島 一希
理事	内藤 淳一
理事	土方 教久
理事	榊谷 亨
監事 (非常勤)	古城 春実
監事 (非常勤)	千葉 彰

6. 評議員の状況

2022年3月31日現在の評議員は、次のとおりである。

評議員会議長	野間口 有	(三菱電機株式会社 特別顧問 国立研究開発法人産業技術総合研究所 最高顧問)
評議員	秋池 玲子	(ポストン コンサルティング グループ 日本共同 代表)
評議員	伊藤 麻美	(日本電鍍工業株式会社 代表取締役)
評議員	牛窪 恭彦	(株式会社みずほ銀行 常務執行役員 リサーチ&コン サルティングユニット長)
評議員	江崎 浩	(東京大学大学院 情報理工学系研究科 電子情報学 専攻 教授)
評議員	大石 美奈子	(公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサル タント・相談員協会 代表理事・副会長)
評議員	倉貫 浩一	(株式会社読売新聞 東京本社 編集委員)
評議員	高村 ゆかり	(東京大学 未来ビジョン研究センター 教授)
評議員	竹川 正記	(株式会社毎日新聞社 東京本社 論説副委員長)
評議員	村上 政博	(TMI 総合法律事務所 客員弁護士)
評議員	柳川 範之	(東京大学大学院 経済学研究科 教授)
評議員	山内 弘隆	(武蔵野大学 経営学部 特任教授・一般財団法人 運 輸総合研究所 所長)
評議員	山地 憲治	(公益財団法人 地球環境産業技術研究機構 理事長・ 研究所長)

7. 職員の状況

2022年3月31日現在の職員数は、182名である。

II. 2021年度における個別業務の実施状況

本機関は、法第28条の4に規定する広域的運営推進機関として、電気事業の広域的運営を通じて、全国規模での電力安定供給の確保と送配電設備の効率的利用を推進するため、2021年度は次のとおり業務を実施した。

1. 再生可能エネルギーの主力電源化及び電力レジリエンス強化に資する次世代型ネットワークへの転換

系統設備形成について、広域連系系統のあるべき姿の実現に向けた取組の方向性を示すマスタープランの策定を進め、系統利用においては発電コスト最小化と電気料金の抑制に向けた既存送変電設備の有効活用について検討を進めた。電力の安定供給に向けて、経済規模の拡大や電化の進展による需要増加と人口減少による需要減少を見込んだ需要想定を行い、気象による電力需要の変化、再生可能エネルギーの発電出力、容量市場と供給計画・需給検証との整合性を踏まえた供給信頼度評価の手法や実施のための検討を行った。

これらを通じて2050年カーボンニュートラルの実現に向けた次世代型ネットワークへの転換への取組を進めた。

1-1. 供給計画の取りまとめ、検討及び経済産業大臣への送付（法第28条の40第1項第4号）/入札の実施その他の方法により発電用の電気工作物を維持し、及び運用する者その他の供給能力を有する者を募集する業務その他の供給能力の確保を促進するための業務（法第28条の40第1項第5号）/広域系統整備計画の策定（法第28条の40第1項第5号の3）/送配電等業務に関する情報提供及び連絡調整（法第28条の40第1項第8号）

(1) 供給計画を通じた次世代型ネットワーク構築のための設備形成

2021年度供給計画の取りまとめ結果を踏まえ、2022年度夏季・冬季に供給力不足となるエリアが確認されたことから、安定供給を確保するため、供給計画の取りまとめ前に発電機の補修時期変更を調整することにより、東北～九州エリアの需給状況の厳しい月の供給力を追加確保した。

2022年度供給計画の取りまとめにおいては、電気事業者計1,768者から供給計画の提出を受け、取りまとめ短期断面の2022年度及び2023年度の停電リスクが基準内に収まっていることや電源・送電線の開発・休廃止等が適切に計画されていることを確認のうえ、需給状況の管理をめぐる構造的な課題への対処、至近の供給力不足の懸念、長期的な電源確保に係る課題、中長期的な調整力等の確保に係る課題に関する意見を付して、2022年3月30日に経済産業大臣に送付した。なお、電源入札の要否判断については、福島県沖の地震（2022年3月16日）の影響を供給計画の取りまとめ時点で見通せる状況になかったことから、別途判断することとした。

電源ポテンシャルと協調のとれた「プッシュ型」による設備形成につなげるよう、供給

計画では捕捉できない10年より先を見越した電源等の開発動向調査を実施し、マスタープラン中間整理で早期に進めるとした整備計画の具体化に向け検討を行った。

(2) 需要想定に関する業務、並びに夏季及び冬季の電力需給検証

2022年度の供給計画の取りまとめに向け、需給バランス評価や、調整力公募及び容量市場等の調達量の前提諸元となる需要想定について、以下のとおり実施した。

- ・文献調査やヒアリング、データ分析を踏まえて需要想定的前提となる経済見通しを、新型コロナウイルスの流行による影響からの景気回復を考慮した上で策定し、2021年11月25日に公表した。
- ・また、供給区域ごとの個別事情や地域特性、主要業種の生産動向などのヒアリング、及び電力需要の用途（家庭用・業務用・産業用）毎の要因分析による評価を踏まえて、全国及び供給区域ごとの需要想定を2022年1月19日に公表した。
- ・2020年度冬季及び2021年度夏季の電力需給実績を分析し、電気事業者が保有する供給力と短期の需要予測に基づき2021年度夏季及び冬季の電力需給について検証を行い、全国大で電力の安定供給に必要な供給予備率を確保できる見通しであることを確認した。

なお、夏季及び冬季の電力需給検証に関しては、容量市場・供給計画と整合の取れた手法について、確率論的アプローチを適用することを選択肢の1つとすることとし、具体的な検討に着手した。

(3) 次世代型ネットワーク整備のグランドデザイン

①広域連系系統のマスタープラン

「マスタープラン検討に係る中間整理」（2021年5月）では複数シナリオにおける費用便益評価を行い、早期に整備計画として進めていくべき系統増強案を示すとともに、再生可能エネルギーの余剰電力を有効活用できる需要側対策の必要性を示唆し、第6次エネルギー基本計画（2021年10月22日閣議決定）ほか国の政策議論に繋げた。

②系統利用に関するルール

発電コスト最小化と、電気料金の抑制に向けた既存送変電設備の有効活用を図るため、N-1電制については費用負担や精算の在り方等、2022年度内の本格適用開始に向けた整理を完了した。

また、調整電源を活用した再給電方式（系統混雑時に発電コストの高い電源から制御する管理手法の一つ）については検討を完了し、2022年12月に開始することを公表した。

加えて、情報発信活動として、本機関のウェブサイトの「かいせつ電力ネットワーク」サイトにおいて再給電方式に関する解説を公表し、系統利用ルールに関する理解促進に努めた。

③広域系統整備計画

安定供給や更なる再生可能エネルギー導入拡大のため、北海道本州間連系設備及び東北東京間連系線の広域系統整備計画を策定し、両計画を経済産業大臣に届け出た。また、将来の電源ポテンシャルとの協調を図る設備形成、混雑を許容した系統利用ルールへの移行

を踏まえ、現行の計画策定プロセスの検討開始要件の見直しに向けて、業務規程及び送配電等業務指針の変更について検討した。

コスト等の妥当性を確認するため、東京中部間連系設備における送電・変電設備工事及び北海道本州間連系設備における交直変換設備・送電工事に関して、調達プロセス及び工事内容の検証を行い、国民負担抑制に繋がるコスト低減方策を採用していること、また、両計画ともに2027年度中の運転開始に向けて進行中であることを確認した。

④マスタープランを支える仕組み

マスタープランにおける系統の増強要否を評価する仕組みの整理を行い、まずはマスタープラン中間整理で早期に検討を進めることとした増強方策の具体化に向け、電源等の開発動向調査を実施し、計画策定プロセスの開始判断に向けた検討を進めた。

高経年化が進む電力流通設備について、適切かつ合理的に設備更新を進めていくため、一般送配電事業者10社共通の標準的な設備リスク評価方法を示した「高経年化設備更新ガイドライン」を2021年12月17日に策定・公表した。

(4) 効率的なアクセス業務

洋上風力の円滑な連系拡大に資するべく、洋上風力の公募プロセスと連動した電源接続案件一括検討プロセスの進め方を整理し公表した。

系統連系希望者から本機関に申込のあった事前相談68件、接続検討80件について系統接続時の負担金や工期等について妥当性の確認を行うとともに、一般電気事業者関連とその他の事業者間で差別的な扱いが行われていないことを確認した。

系統利用ルールの見直しの進展に伴い、ノンファーム型接続やN-1電制の問合せが増加しているが、速やかに回答を行い、系統利用ルールに関する理解促進に努めた。

(問合せ210件、うち系統利用ルール見直し関連55件)

電源接続案件募集プロセスについて、一般送配電事業者と協力し、プロセスの早期完了など、円滑な系統アクセス業務に努めた。

(完了案件1件：北関東東部エリア)

系統利用ルールに関する議論の進展に伴い接続検討の回答内容が複雑化しており、より丁寧な事業者対応や接続検討回答書の妥当性を確認するセカンドオピニオンの強化が求められた。そのため、2021年5月より系統アクセスに関する相談サービスを新たに設け、系統連系希望者に寄り添った対応を実施した。

(相談サービス問合せ37件、うち相談対応11件)

(5) グリッドコードの検討

再生可能エネルギー主力電源化の早期実現に向け、再生可能エネルギーを大量導入したときの電力システムの信頼性や経済性を保持するため、系統に接続される電源が従うべきルールとしてグリッドコードが必要となる。

グリッドコードの2023年4月の要件化に向けて、「グリッドコード検討会」にて、2021年12月までに「短期的に要件化が必要な技術要件」(19件)について検討・審議を行い、評価を完了した。加えて、総合評価として、「費用」、「出力制御低減効果」、「変動対応能力」、「公平性」、「実現性」について横断的に審議し、最終方針を確認した。

2022年4月以降、短期的に要件化が必要な技術要件についての系統連系技術要件の改正案の審議に加え、中長期・継続検討項目について審議を行うため、2021年10月以降実施している海外の状況調査も踏まえ、要件化が必要な技術要件の候補の選定及び時期等の検討を開始した。

1-2. 送配電等業務に関する情報提供及び連絡調整（法第28条の40第1項第8号）

(1) 地域間連系線の管理

2024年に一次調整力を含めて広域需給調整の環境整備が完了することを踏まえて、2023年までに必要なシステム開発を完了させるとともに、広域需給調整の妥当性を評価するための仕組みの整備を完了させるため、2021年度においては以下の取組を実施した。

- ・2022年度に需給調整市場で商品追加される三次調整力①への対応として、2021年度の三次調整力②追加の際に、取引可能枠の算定方法の検討不備により市場分断を発生させることとなった反省を踏まえ、開発事項に対する確認体制等の見直しといった対応強化を図りつつ、広域機関システムの改修を実施した。
- ・広域需給調整システムが2021年度から全エリアで展開されたことを受け、広域需給調整が適切に行われていることを確認するため、連系線潮流量を踏まえた効果額を評価した。また、広域需給調整を需給ひっ迫時の融通に活用する際の課題について議論を行い、実施判断基準等の需給運用案の策定を進めた。

また、インバランス料金算定の根拠となる広域予備率の算定や妥当性の評価を行うとともに、ゲートクローズ毎に広域予備率を公表する仕組みの整備を、2021年度中に完了した。具体的には、以下の取組を実施した。

- ・広域予備率の算定に必要な週間連系線想定潮流の算定方法を見直し、演算ツールを整備した。
- ・広域予備率管理下における需給ひっ迫時の対応について、追加供給力対策の発動基準や需給ひっ迫時の融通指示の基準を定め、運用方針を決定した。
- ・2022年度から開始される新インバランス料金制度に向け、広域予備率の30分毎の公表や、インバランス料金の指標となる補正料金算定インデックスの算出・公表のため、広域機関システムを改修した。

その他、地域間連系線の管理に関し、以下の業務を実施した。

①経過措置計画等の管理、承認電源等の申請の受付・審査

- ・経過措置計画及び特定負担計画について、前日翌日市場への入札実績と経過措置計画値の乖離が大きい事象について定期的に監視し、事業者に対する必要な注意喚起を実施した。また、複数事業者からの銘柄廃止申請を受け付け、処理した。
- ・承認電源等の定期審査を実施した。なお、承認電源等の変更申請・新規申請はなかった。

②連系線の運用容量及びマージンの算出・公表

- ・「運用容量検討会」及び「マージン検討会」における地域間連系線の効率的な利用に資する観点での検討を経て、各連系線の運用容量及びマージンを算出・公表した。
- ・運用容量の算出にあたって、空容量増加による系統利用機会の拡大を図るため、熱容量、同期安定性及び電圧安定性の限度値算出方法を見直し、意見募集を行ったうえで

2022年度以降の運用容量算出方法の変更を実施した。

- ・マージンの算出にあたっては、広域予備率導入等の需給運用の見直しを踏まえ、空容量増加による系統利用者の利用機会拡大に資するよう、電源I´（厳気象時に備えた供給力等）の広域調達のためのマージン設定取りやめなど、マージン算定方法の見直しを検討した上で、マージンを算出・公表した。

（2）作業停止計画の調整

会員等から提出される広域連系系統等の作業停止計画について、2021年度月間計画及び2022年度、2023年度分の年間計画を調整し承認した。また、発電事業者側の長期的な予見性を確保するため、2024年度以降において計画が具体化しており、連系線の運用容量に長期間影響を与える件名についても併せて公表した。

2022年度から開始される容量停止計画の調整スケジュールや発電制約量の通知方法の見直しなど具体的な対応について、作業停止計画調整マニュアルや作業停止計画記載要領の変更案を作成した。変更案について一般送配電事業者や発電事業者等と意見交換を行った結果、作業停止計画と容量停止計画の整合において課題があることが判明したため、引き続き具体的な対応を検討し、変更案に反映することとした。

系統混雑を前提とした系統利用の在り方の議論などを踏まえながら、ノンファーム型接続、再給電方式の導入、N-1電制本格適用に伴う作業停止調整の課題を整理し、具体的な対応について検討を進めた。

（3）調整力及び必要予備力の在り方の検討

電力の日々の安定供給に必要となる適正な調整力、予備力の在り方並びに再生可能エネルギーの主力電源化に向けた技術的課題及び対応策の検討について、需給調整市場や容量市場及び足元の需給動向なども踏まえ、「調整力及び需給バランス評価等に関する委員会」での審議を経て、考え方等を策定した。

① 一般送配電事業者が調達する調整力の在り方

- ・電源I及びI´について2020年度と同様に必要量の考え方を策定した。
- ・併せて、需給調整市場開設後における調達不足の状況を踏まえ、三次調整力①の一部を調整力公募（年間公募）の電源I-bとして予め調達する方針を整理した。
- ・また、電源I´の広域調達について不足見込み電力量評価（EUE評価）を確認したうえで調達すること及び連系線のマージン設定を不要とする考え方を整理した。

② 供給信頼度維持のために必要な予備力の在り方

- ・沖縄エリアの必要予備力（供給信頼度基準）について、系統規模に対して発電機容量が大きい等の沖縄エリアの特性を考慮の上、考え方を整理し基準値を策定した。
- ・容量市場等における発動指令電源の評価方法として、発動指令電源の調整係数の考え方を策定した。

③ 2020年度冬季の電力需給ひっ迫を踏まえた対応

- ・kW及びkWh両面において、需給変動や電源トラブルなどによる需給バランス悪化を早期に捉え、情報発信や対策を講じることが重要となるため、kW及びkWhの需給バランスモニタリングの定期的な公表を実施した。

- ・特に2020年度冬季に燃料在庫低下により電力需給がひっ迫したことを踏まえ、発電機の燃料制約等を考慮した、kWh余力の管理方法について、「kWh余力率」を新たな指標として策定した。
- ・kWh不足時の追加供給力対策の一つとして、電源I'の長時間発動について、電源I'の契約交渉において可能な範囲での協力を依頼する方針を整理し、2021年度冬季の対策として準備した。

④ 再生可能エネルギーの主力電源化に向けた技術的課題への対応

- ・同期電源の減少に伴う電力系統の慣性力低下について、周波数変化率（Rate of Change of Frequency：R o C o F）の管理基準、管理指標となる慣性力及び電源脱落地点の周波数変化率低減への寄与度を表す感度係数の考え方を策定した。
- ・FIT交付金による負担となる三次調整力②の必要量低減を図るため、再生可能エネルギーの予測精度向上に向けた一般送配電事業者の取組として、複数気象モデルの活用を各一般送配電事業者に共有し、展開した。

（4）需給調整市場

再生可能エネルギーが主力電源を担うなか、一般送配電事業者が日々の安定供給及び電力品質を維持することで、電気を売買する事業者の安定した事業運営とともに、消費者が安心して電気を使用できる環境を実現する。そのために必要となる調整力を効率的に調達するプラットフォームとなる需給調整市場の開設を目指して、「需給調整市場検討小委員会」及び「調整力の細分化及び広域調達の技術的検討に関する作業会」での審議を経て、以下の検討・整理を実施した。

①一次調整力、二次調整力①・②の詳細設計

2024年度から取引を開始する予定である一次調整力及び二次調整力①・②については、一般送配電事業者がゲートクローズ以降に生じる時間内変動等に対応するための重要な調整力であることを踏まえ、現状の電力品質の維持を目標として、蓄電池やディマンドレスポンス（Demand Response：DR）等の新規リソースの参入も念頭に、その技術要件を定め、市場参加するための事前審査方法や、アセスメント及びペナルティの強度、また精算等に関するルールを策定した。

②三次調整力②に係る詳細設計の見直し

再生可能エネルギー電源を運用していくうえで生じざるを得ない予測誤差に対応するための調整力である三次調整力②については、今年度からその取引を開始したところであるが、応札量不足に起因する調達不足が継続したことから、その要因を分析したうえで、調達不足の解消を目指した取引ルールの見直し方策を策定した。

③三次調整力②に関する検証及び調達量低減に向けた取組

2021年度の三次調整力②の調達量の妥当性に関する検証及び2022年度の三次調整力②必要量の事前評価を行った。また、三次調整力②の調達量低減に向けた取組として、気象の不等時性を考慮した複数エリアによる共同調達スキームを導入すること等により、2022年度の三次調整力②必要量の推定値として、前年比で2割程度削減する見通しを得られた。

④三次調整力①に係る市場開設の準備

2022年度4月から三次調整力①の市場取引を行うために必要となる三次調整力①調達量の検討などを実施した。

(5) 需要者スイッチング支援

消費者の円滑な小売電気事業者の選択を実現すべく、スイッチング支援システムの業務継続性を維持した。小売電気事業者等からの4,427件のシステム利用申込や利用方法等の問合せに迅速に対応し、システム利用の支援を行った。また、小売電気事業者が、スイッチング支援システムと連携するシステムを導入・変更する際の支援として、56件のシステム連携テスト支援を行った。

システム再構築に関しては、2015年のシステム導入後、2022年度にシステム基盤の保守サポート期限が到来するため、2022年度中に老朽化する機器の更新が必要なることを確認した。また、配電事業制度への対応については、制度開始以降、当面の間、配電事業者によるシステム利用の局面は無いことを確認した。そのため、業務継続性維持の観点から、システム基盤のリプレースを優先的に対応することを基本とし、小売電気事業者等からの改善要望への同時対応可否を検討した。なお、システム基盤のリプレース検討を優先する必要があったことから、実務者会議は2022年度に開催することとした。

(6) 系統情報の公表

「系統情報の公表の考え方」に基づき、地域間連系線及び全国の電力需給に関する情報等をウェブサイト上で公表した。

また、公表機能の更なる充実化に向けた検討の結果、需給調整市場（三次調整力①）の運用開始に伴う情報画面の改修を遅滞なく進めたほか、地域間連系線の空容量情報の追加公表に向けた機能改良を進めるなど、系統利用者の利便性向上を図った。

(7) 広域機関システムの開発及び維持管理の効率化

2027年度に連系線増強が予定されている佐久間周波数変換設備、東清水周波数変換所並びに東北東京間連系線及び北海道本州連系設備に対し、関係する一般送配電事業者と今後のシステム改修スケジュールを策定した。

小規模な電源等を集約する特定卸供給事業者（アグリゲータ）や配電事業者といった新形態の事業の出現に対応すべく、計画提出に関わる業務整理を進めシステム化範囲と改修タイミングの検討を行った。

広域機関システムの改修に伴う作業計画など、事業者へ早めの通知を行い正常な運用を維持した。

2021年度における広域機関システム開発及び維持管理の取組結果は以下のとおり。

- ・飛騨信濃周波数変換設備の運転開始に合わせ旧来の不要な機能や情報の削除等、ミスオペレーションを回避する改修を実施した。
- ・事業者要望対応として、広域機関システムへの各事業者ログインパスワードの有効期限撤廃、発電計画等の入力支援ツールの改修を実施した。
- ・次期システムについては、開発ロードマップを含むリプレース方針を策定した。新形態

事業者対応のシステム改修については、事業規模等の面からは当面は実施せず、現行運用の中で対応することとした。

- ・広域機関システムの性能維持のため、交換部品枯渇で保守が困難となる機器に対し、次期システムリプレースの工程も視野に入れコストダウンも含めた効率的な機器取替計画を策定した。

また、2021年度の発注案件については、開発内容や工程など、CIOアドバイザー（システム開発の専門家）からの技術的観点からの助言や指導を反映し、品質向上を行った。

2. 電力の安定供給に向けた中長期的な供給力の確保

電力の安定供給に向けた中長期的な供給力の確保によって、電力取引価格の安定化を実現し、電気事業者の安定した事業運営、電気料金の安定化や中長期にわたる停電リスクの低減等の消費者メリットを実現すべく、2021年度は下記各種事項に取り組んだ。

2-1. 入札の実施その他の方法により発電用の電気工作物を維持し、及び運用する者その他の供給能力を有する者を募集する業務その他の供給力の確保を促進するための業務（法第28条の40第1項第5号）

(1) 容量市場の詳細設計及び運営

電力の安定供給に向けた中長期的な供給力の確保によって、電力取引価格の安定化を実現し、電気事業者の安定した事業運営、電気料金の安定化や中長期にわたる停電リスクの低減などの消費者メリットを実現するため、2020年度より容量市場を開設したところ。本機関は制度詳細設計に加え、市場管理者として運営等を行った。

初回オークションの結果等も踏まえて、国の審議会や「容量市場の在り方等に関する検討会」で審議を行った。その結果を踏まえ必要な制度詳細検討を実施し、募集要綱・約款を作成し、対象実需給年度を2025年度とする、第2回のメインオークションを実施した。第2回オークションは、2021年10月に応札を実施し、2022年1月に約定結果の公表を行い、落札事業者と契約の締結を行った。

制度設計に関しては、今後の追加オークションの実施方法や発動指令電源の調整係数、今年度のオークション結果を踏まえて来年度のオークションの在り方等について論点の整理・検討を行った。

オークションで約定した電源等に対する実需給期前の業務として、実需給の2年度前に実施する発動指令電源の実効性テストについて、意見募集による幅広い意見を踏まえ、業務マニュアルを策定・公表し、2022年2月に電源等リストの登録申込を受け付けた。また、Webによる説明会を複数回実施し、また動画配信を行う等により参加予定の事業者の理解促進に努めた。

市場管理者として適切な運用を図るためのシステム・ツール開発については、今年度は以下を実施した。

- ・実需給期間に向けた容量市場システムの要件確認、基本設計を推進した。
- ・ベースライン等算定ツールの開発を完了、運用を開始した。

情報発信活動として、制度概要説明会・実務者説明会をWebでの説明会実施や動画配信により実施した。加えて、本機関のウェブサイトの「容量市場かいせつスペシャルサイト」

や、Twitter、Facebook、YouTube などによる情報発信も行うことにより、事業者の理解促進に努めた。

(2) 供給計画を通じた需給バランスの評価及び電源入札等の要否検討

2021・2022年度では、複数エリアで供給力が需要を下回る期間が確認されたことから、以下の施策により供給力を追加確保し、公募調達量と国民負担の低減を実現した。

- ・2021年度においては、東京エリアで供給力が需要を下回るなど、冬季の大幅な供給力不足を確認した。このため、発電機の補修時期変更を調整することで、4月までに東北～九州エリアの2022年1・2月の供給力を追加確保した。
- ・上記の対策を取ってもなお東京エリアの2022年1・2月では供給力不足が見込まれたことから、補修時期変更に係る調整継続と、国・東京電力P Gと連携した公募調達により、最低限必要な予備率3%を確保した。
- ・2022年度についても、夏季・冬季に供給力不足となるエリアが確認されたことから、発電機の補修時期変更を調整することにより、東北～九州エリアの需給状況の厳しい月で供給力を追加確保した。

上記を実施したうえでもなお、2022年度供給計画の取りまとめ時点において、東京エリアの2023年1・2月で供給力不足が見込まれ、供給力の追加調達が必要であることを確認した。

なお、供給計画の取りまとめに際して高経年化設備に関する取組・管理状況等を一般送配電事業者へ確認するとともに、レベニューキャップ制度において供給計画等との整合を確保することで、制度面との連携を図ることとした。また、必要供給力が容量市場を通じて確保される2024年度に向け、容量市場と供給計画・需給検証とで整合の取れた供給信頼度評価とするための検討に着手した。

3. 電気の需給の状況の監視（法第28条の40第1項第1号）

(1) 会員の需給状況の監視

広域機関システムを通じて各一般送配電事業者の中央給電指令所と連携し、収集した情報を活用して、各エリア及び全国大の電気の需給状況を常時監視した。

複数の計画間の整合性を広域機関システム等にてチェックし、エラーがある場合には、計画提出者に対し修正・再提出を求めることで適正化を図った。

また、計画と実績の差（インバランス量）を抑制するため、適宜、電力需給や卸電力市場の動向等も考慮に入れつつ、多量のインバランスの発生を繰り返している事業者に対しては注意喚起やヒアリング（計25者）を行い、改善を図った。

(2) 大規模停電リスクに備えた運用対策

ブラックアウトからの復旧の確実性の向上（再ブラックアウトの回避）のために必要な解析・検討を完了し、必要な復旧手順の見直しを実施した。また、停電時間の短縮に資すると考えられる方策の採否検討を完了した。さらに、ブラックスタート機能の必要量の考え方を示し、北海道・沖縄・九州エリアの必要量を見直した。

ブラックアウト発生の可能性の有無についての確認を行い、2019年度に判明した

ブラックアウトリスク以外に新たなリスクが発生していないことを確認した。具体的には、電源配置及び流通設備の変化に応じてブラックアウトリスクを再検証するとの国の審議会（総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会）の整理に基づき、一般送配電事業者が自己検証した結果の妥当性及びブラックアウト回避のための系統安定化装置の整備状況の確認結果を国に報告した。

4. 需給の状況が悪化した場合等における会員への指示（法第28条の40第1項第2号）

（1）電力需給状況改善のための指示

想定以上の需要増加や太陽光出力減少、地震による発電機停止等に伴い当該エリアの供給力が不足し、広域的な融通を行わなければ、電力需給の状況が悪化する恐れがあったため、一般送配電事業者に対し電力を受電する指示を行った。

① 四国電力送配電

5月19日：最大50万kW（天候状況変化に伴う太陽光出力減少及び需要増加） 指示回数1回

② 北陸電力送配電

7月15日：最大20万kW（大規模電源トラブルに伴う供給力不足） 指示回数1回

③ 東京電力パワーグリッド

1月6日：最大276万kW（低気温に伴う想定以上の需要増加） 指示回数4回

④ 北陸電力送配電

1月11日：最大20万kW（大規模電源トラブルに伴う供給力不足） 指示回数1回

⑤ 東京電力パワーグリッド

2月10日：最大80万kW（低気温に伴う想定以上の需要増加） 指示回数2回

⑥ 東北電力ネットワーク

3月17日：最大140万kW（地震による複数の発電機停止による供給力不足） 指示回数2回

⑦ 東北電力ネットワーク

3月18日：最大60万kW（地震による複数の発電機停止による供給力不足） 指示回数3回

⑧ 東京電力パワーグリッド

3月18日：最大94.36万kW（地震による複数の発電機停止による供給力不足、揚水発電所の上池水量回復） 指示回数2回

⑨ 東京電力パワーグリッド

3月22日：最大141.78万kW（地震による複数の発電機停止による供給力不足、低気温に伴う想定以上の需要増加、揚水発電所の上池水量回復） 指示回数3回（1回目の指示について別途変更2回）

⑩ 東北電力ネットワーク

3月22日：最大61.36万kW（地震による複数の発電機停止による供給力不足、低気温に伴う想定以上の需要増加） 指示回数2回

(2) 下げ調整力不足改善のための長周期広域周波数調整の実施

九州電力送配電、東北電力ネットワーク、中国電力ネットワーク、四国電力送配電からの下げ調整力不足時の対応要請に基づき、再生可能エネルギー発電設備の発生電力を他エリアへ送電するように、長周期広域周波数調整を行った。

① 九州電力送配電

調整回数：69回

② 東北電力ネットワーク

調整回数：1回

③ 中国電力ネットワーク

調整回数：1回

④ 四国電力送配電

調整回数：1回

(3) 訓練

需給状況が悪化した場合に備え、実務習熟のため、一般送配電事業者の協力のもと、2021年4月20日に軽負荷期を想定した下げ調整力不足対応訓練、また、同年6月8日、12月6日に重負荷期を想定した需給ひっ迫融通指示訓練を行った。

(4) 再生可能エネルギー発電設備の出力抑制の検証・公表

九州電力送配電が行った九州本土及び離島の再生可能エネルギー発電設備の出力抑制について事後検証を行い、適切に行われたことを確認の上、検証結果を公表した。2021年度の出力抑制回数は、九州本土と離島で計245回実施され、出力抑制が発生した翌月に取りまとめて公表することで、法令に則って出力抑制が行われていたことを社会に広く周知した。また、2020年度の年間を通じて行った出力抑制機会の公平性についても、法令に則って公平に出力抑制が行われていたことの検証を行い、2021年度上期に公表した。

5. 電気供給事業者からの苦情又は相談の対応及び紛争の解決（法第28条の40第1項第7号）

(1) 苦情又は相談の対応

送配電等業務に関する電気供給事業者等からの苦情及び相談を7件受け付け、7件の対応を終了した。

また、2020年度、2021年度上期における苦情及び相談対応の状況について取りまとめ、公表した。

(2) 紛争の解決

和解の仲介（あっせん・調停）の申請はなかった。

6. 電気供給事業者に対する指導、勧告等（法第28条の40第1項第6号）

電気事業法第28条の40第1項第6号の規定に基づき、電気供給事業者1者に対し、

2021年5月26日に、作業停止計画の調整プロセスに関する指導を行った。

7. 前1.～6.の附帯業務及び災害対応関連業務（法第28条の40第1項第9号、法第28条の40第1項第4号の2及び法第28条の40第2項）

（1）報告書の作成及び公表

次の①から⑤の内容を取りまとめ、年次報告書として公表した。

- ①2020年度までの電力需給に関する実績（供給区域ごとの周波数変動、電圧変動、停電状況に関する電気の質についての評価、分析を含む。）
- ②2020年度までの電力系統に関する実績
- ③2020年度の系統アクセス業務に関する実績
- ④2021年度供給計画の取りまとめ結果等に基づく中長期の電力需給や電力系統に関する見通し及び課題
- ⑤各供給区域の予備力及び調整力の適切な水準等に関する検討状況（2022年度向け調整力の公募にかかる必要量等の考え方について）

また、「電力広域的運営推進機関検証ワーキンググループ」取りまとめで示された「情報収集・発信機能の強化」の取組に基づき、上記①から⑤に収録されたデータをユーザーが時系列データとして分析に活用することができるよう、データ集として公表した。

（2）調査及び研究

①グリッドコードに関する調査

2022年4月以降、中長期・継続検討項目について審議を行うため、米国（FERC、NERC、IEEE、ERCOT、CAISO）及び欧州（ENTSO-E、英国、アイルランド、デンマーク）のグリッドコードのうち、該当する規定を定めた背景、最新の技術動向、改定の方向性について調査した。

②供給信頼度評価に関する調査

系統混雑を考慮した供給信頼度評価に向けて、市場主導型の混雑管理手法が導入されている米国（PJM）における供給信頼度の評価手法や考え方、評価ツールの日本への適用可否等について調査・検討を行うこととし、PJMの供給信頼度評価の詳細について海外調査を行った。

また併せて、他の供給信頼度評価手法がないか確認するため、欧米各地域における供給信頼度評価の概要について調査を行った。

（3）災害等への対応

複数回発生した震度5強レベルの地震時において、防災業務計画及び予め定めた災害対応態勢に係る基準をもとに、需給状況の情報収集、国との連携など、適切な対応を実施した。また、平常時には、対応体制における各班の役割・行動計画の詳細化を行うとともに、総合防災訓練を開催し、行動計画に沿った各種対応の模擬及び役員以下参加者による討議を通じて、災害対応に係る実効性の向上を図った。

2020年度冬季の需給ひっ迫を受け、需給がひっ迫する又はひっ迫する恐れが継続することが見込まれる際に、本機関として対応態勢の発令及び対応組織を置く旨等について、

新たに業務規程に規定することで、需給ひっ迫時の組織的な対応力の向上を図った。

大阪バックアップ運用拠点において、系統監視等の重要業務が確実に遂行できるよう、本機関の職員による拠点設営訓練（1回）や本機関の職員が到着するまでの系統監視等の業務委託先である関西電力送配電に対する実技訓練（2回）を実施し、有事の対応レベルの維持を図った。また、災害等により大阪バックアップ運用拠点への移動が困難になるリスクに対して、緊急時移動・宿泊計画サービス契約を締結することで、災害等の際の移動リスク等の低減を果たした。

国民の保護に関する業務計画及び新型インフルエンザ等対策業務計画については、国や関係機関が開催する各種研修会、協議会に係る情報収集及び共有を適切に実施した。また、新型コロナウイルス対策本部会議を計25回開催し、感染者が発生したことに伴う本機関全体での各種対応に係る迅速な意思決定やテレワークを積極的に活用した業務体制の推進など、感染拡大防止対策を徹底した。

災害等復旧費用の相互扶助について、計16件の申請案件に係る審査、交付額の決定及び交付金の交付手続を適切に実施した。また、2022年度から配電事業者が新たに対象事業者に追加されることに伴う災害等扶助拠出金及び災害等扶助交付金の取扱いについて、運営委員会の開催・議論を経て整理の上、本制度の運用の指針として定めている災害等復旧費用の相互扶助運用要領の改訂を実施した。

災害時連携計画について、各一般送配電事業者から発災前の応援要請に係る内容追加・変更の必要性が示されたことを受け、本機関が定める考慮事項及び計画変更内容に係る運営委員会の開催・議論を経て、2021年5月19日に考慮事項の変更を公表するとともに、提出された変更計画について、考慮事項に基づき内容を確認し、本機関の意見を付して、同年6月30日に経済産業大臣へ送付した。

8. 本機関の目的を達するために必要な業務（法28条の40第1項第10号）

(1) 広報

本機関のウェブサイトを活用し、理事会等の議事録・資料を随時公表したほか、ウェブ開催された各種委員会の開催状況を録画で配信する等、会員の事業活動に関わる情報を速やかに公表した。また、需給状況の悪化時に会員への指示等対応を行った際は、速やかに公表した。（融通指示：21回）

ウェブサイトについては、利用者の利便性を高めるため、スマートフォンやタブレット端末にも対応可能な、ウェブサイトリニューアルを実施した。また、リニューアル実施後、満足度の意見収集を行いその後の運用に反映することで、利便性の向上を図った。

さらに、本機関の活動については、報道機関等からの取材、問合せ対応を随時行った他、需要期の需給状況の監視に係る取組（kWh モニタリング、kW・kWh 余力率管理）の報道機関向け勉強会の実施や、需給ひっ迫時の本機関の役割・業務に係る取材対応等を通じて、本機関の業務内容についての理解促進を図った。

(2) 情報システムのセキュリティ対策

消費者が安価な電力を安心して利用できるように、電力の安定供給を担う本機関の情報セキュリティ及びサイバーセキュリティ対策を高めるべく、以下の区分ごとの取組を実施

した。

- ①技術的対策：多段階のセキュリティシステムの多重防御による外部攻撃対策、不正アクセス防止の認証やシステムユーザーアカウントチェック等の真贋判定による内部不正対策、不正通信の検知と解析による常時監視等の継続運用。
- ②物理的対策：セキュリティ区画管理、入退室管理、サーバーラックの施錠と鍵管理等の不審者対策を継続運用。
- ③人的対策：攻撃兆候検知時の全職員への注意喚起、標的型攻撃メール訓練（1回）、サイバーセキュリティ訓練（1回）、全職員セキュリティ自己点検（2回）、各月の新規入関職員への研修会等の実施。

加えて、客観性の担保のため、毎年外部監査とペネトレーションテストによる第三者チェックを実施し、監査結果等をもとにした改善を行った。結果として外部からの不正アクセスや脆弱性問題等により業務支障を与えるセキュリティ関連の事故は発生しなかった。

また、本機関の情報基盤のリプレースを9月に実施し、電子決裁機能、BYOD（Bring Your Own Device）導入の業務支援を行い、利便性と機密性を確保したテレワーク環境の充実を図った。

（3）職員の確保・育成

プロパー採用、出向受入れ及び派遣職員受入れにより業務遂行に必要な要員を確保した。プロパーについては、新卒採用者3名のほか、専門性をもったプロパー職員の採用を進め、2021年度2名の中途採用及び今後に向けた採用活動を実施した。その結果、大手電力出向者比率について、当初の計画である2021年度末時点55%を達成した。（2021年度末、プロパー30名、新電力出向者45名、大手電力出向者101名、その他6名）

職員の育成については、若手職員を対象とした本機関外（関係省庁・電気事業者へ各1名）への出向・派遣を実施するとともに、新卒者には各部毎の業務に関する基礎的な研修及び送配電等業務に係る専門技術研修を実施した。加えて、職員のスキル向上を図るため、プレゼンテーション力向上研修や法令・コンプライアンス研修を実施した。

（4）新業務

①FIT・FIP・廃棄等費用積立業務への対応

2022年4月からの業務開始にあたっては、多くの制度変更を行いながら実施されているFIT制度に対する深い知識、多数の事業者への公平・公正な対応及び多額・長期に渡る資金的確な管理等が求められることから、これらへの対応に向けて以下の取組を行った。

（ア）業務執行体制の整備

- ・業務開始、制度の安定運用及び今後の制度改正への的確な対応等のために「再生可能エネルギー・国際部」を設置するとともに、執行・管理体制の強化の観点から担当理事を選任した。
- ・FITについては、既に数百万件の事業者の交付金算定等を実施しており、これらを円滑に移管するとともに、本機関で実施するにあたり想定される課題の抽出・対応策の検討等を限られた期間で実施する必要がある。このため、現状の業務執行箇所へ

のヒアリングや資料の確認、現場での実業務の確認を繰り返し行った。

- ・一方、F I P及び廃棄等費用積立については、新たな制度であり、国の審議会での整理と並行して業務設計及びシステム設計を進める必要があったため、関係箇所との連携を密にして検討を進めるとともに、整理ができていない部分は仮置きで検討するなどの対応により進めた。
- ・これにより、各業務の詳細記述書、関係箇所を含めた業務フローや新たに構築するシステム要件定義も限られた期間の中でも計画どおりに作成することができた。(F I T・F I P・廃棄ともに実施済。)
- ・電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(以下「再生可能エネルギー電気特措法」という。)改正に伴い、入札業務規程、徴収等業務規程及び積立金管理業務規程を制定した。
- ・円滑な業務立ち上げの実現に向けては、既存の制度及び業務に対する深い知識が必要になることを踏まえ、現状の業務執行箇所への業務委託を含めた業務執行体制の整理を行った。

(イ)多額資金の適正処理に向けたガバナンスの強化

- ・適正な処理に向けて、膨大なデータ処理、機密情報の取扱い等を伴うことを踏まえ、再生可能エネルギー業務統合システムの構築を行った(2022年7月運用開始予定)。なお、システム構築にあたっては、必要な機能やセキュリティ対策等について本機関内のみではなく、運営委員会でも審議いただくことにより、内容の充実を図った。
- ・業務処理において、内部統制上の重要度に応じて部門横断的な確認・牽制機能を設定することによりガバナンスの強化を図った。
- ・外部監査について、課題の抽出や対応スケジュール等、次年度以降の導入に向けて詳細検討等を進めた。

(ウ)経理業務の体制強化

会計室を設置のうえ、会計室長を新設するとともに、会計業務の職員を1名増員することにより、会計機能の強化を図った。

(エ)運用拠点の開設

新業務の実施に必要な人員増への対応及び各種委員会の効率的な開催等の課題への対応として、第二事務所を開設した。

(5) 内部監査によるモニタリング

関係する法令・諸規程等の規定に則り、事務局業務の適正性・中立性・公平性を検証する業務監査、会計処理・財務報告の適正性を検証する会計監査、文書管理・情報管理の適正性を検証する文書・情報管理監査及び外部委託を活用して重要システムの情報セキュリティについて、内部監査を行い、その結果を理事会において毎四半期に監査報告を実施した。

そのうち、新業務に関して、災害等扶助交付金制度に係る業務及び会計処理の内部監査を開始した。

9. 送配電等業務指針の策定及び変更(法第28条の40第1項第3号)

2021年度は、定款の改正を2回(認可日:2021年4月16日、2022年1月

26日)、業務規程の改正を3回(認可日:2021年4月16日、2021年6月24日、2022年1月26日)、送配電等業務指針の改正を2回(認可日:2021年4月16日、2021年6月24日)実施した。また、2022年4月施行に向け、2022年3月1日に定款・業務規程・送配電等業務指針の認可申請を行った。主たる改正内容は、以下のとおり。

(1) 配電事業・特定卸供給事業ライセンスの創設に伴う変更

電気事業法の改正に伴い、新たに創設される配電事業者・特定卸供給事業者について、本機関の総会における議決権や会費・特別会費の扱い等に関する規定を整備するとともに、各事業者の電気事業法上の義務や事業内容等に即した内容に規定を整備した。当該規定に係る定款・業務規程・送配電等業務指針の変更については、2022年3月1日に経済産業大臣へ認可申請を行った。

(2) 再生可能エネルギー電気特措法に関する業務の追加に伴う変更

再生可能エネルギー電気特措法の改正に伴い、本機関が新たに行うこととなった交付金の交付、納付金の徴収、解体等積立金の管理、入札の実施等に関する規定を新設した。当該規定に係る定款・業務規程・送配電等業務指針の変更については、2022年3月1日に経済産業大臣へ認可申請を行った。

(3) 系統アクセスルールの変更

電力系統利用の更なる公平性を確保するため、リプレース及び休廃止等する発電設備等の取扱いに関する規定を整備した。当該規定に係る業務規程・送配電等業務指針の変更については、2021年4月16日に経済産業大臣の認可を受け、同日から施行した。

(4) 洋上風力発電の系統アクセスに関する規定の変更

洋上風力発電の新たな系統確保スキームの導入等に対応するため、本機関が国からの送電系統の暫定的な容量確保及び接続検討に関する要請の受付、並びに一般送配電事業者への容量確保に関する通知及び接続検討の依頼を行う等、系統アクセスに関する規定を新設・整備した。当該規定に係る業務規程・送配電等業務指針の変更については、2021年6月24日に経済産業大臣の認可を受け、2021年7月1日から施行した。

(5) 本機関の事務局組織及び理事の定数に関する変更

再生可能エネルギー電気特措法の改正に伴い、2022年4月から本機関で新たに実施する業務等に対応するため、本機関の事務局組織や理事増員の施行期日に関する規定を整備した。当該規定に係る定款・業務規程の変更については、2022年1月26日に経済産業大臣の認可を受け、2022年2月1日から施行した。

送配電等業務指針等の策定に際しては、事業者にとって変更点が理解しやすいよう説明資料や、ルールが大幅に変更となるものにはさらに補足資料を作成し、ルールについての理解促進に努めた。

Ⅲ. 総会、理事会、評議員会の開催状況

2021年度の総会、理事会、評議員会の開催状況は、以下のとおりである。

1. 総会の開催状況

計3回開催し、都度、議案及び議事概要を公表した。

2. 理事会の開催状況

計52回開催し、都度、議案及び議事概要を公表した。

3. 評議員会の開催状況

計5回開催し、会員の独立した客観的な視点から本機関の重要事項を審議し、都度、議案及び議事録を公表した。

2021年度 収入支出決算書(収入の部)

(単位:千円)

科目	収入予算額 A	収入決定済額 B	収入予算額と 収入決定済額との差額 B-A	備考
会費収入	10,992,753	10,992,953	200	
会費	17,500	17,700	200	会員数の増による
特別会費	10,975,253	10,975,253	-	
退職給付引当金戻入	-	1,157	1,157	
その他収入	-	6	6	情報開示請求手数料
前年度よりの繰越金	2,234,993	3,705,452	1,470,459	剰余見込想定差による
合計	13,227,746	14,699,569	1,471,823	

(注1) 計数は、単位未満切り捨てのため合計と一致しない場合がある。

(注2) <->の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

2021年度 収入支出決算書(支出の部)

(単位:千円)

科目	支出予算額 A		予備費 使用額 C	流用増減額 D	支出予算 現額 E=A+C+D	支出 決定済額 F	翌事業年度 への繰越額 G=E-F	不用額 E-F-G	備考
		前事業年度 からの 繰越額 (再掲) B							
人件費	2,117,569	240,977	-	-	2,117,569	1,850,560	267,008	-	
役職員給与	1,764,278	183,867	-	-	1,764,278	1,547,670	216,607	-	
その他人件費	353,291	57,110	-	-	353,291	302,890	50,400	-	
租税公課	5,867	3,846	-	-	5,867	3,941	1,925	-	
固定資産関係費	6,939,880	1,704,381	-	-	6,939,880	5,568,967	1,370,912	-	
有形固定資産取得費	463,898	608	-	-	463,898	353,681	110,216	-	
無形固定資産取得費	5,794,896	1,688,461	-	-	5,794,896	5,060,135	734,760	-	
その他固定資産関係費	658,845	-	-	-	658,845	151,467	507,377	-	
修繕費用	22,240	15,312	-	-	22,240	3,681	18,558	-	
運営費	3,718,301	471,124	-	-	3,718,301	2,664,837	1,053,463	-	
支払利息	60,854	67,168	-	-	60,854	37,199	23,654	-	
予備費	385,275	584,274	-	-	385,275	-	385,275	-	
合計	13,227,746	3,071,772	-	-	13,227,746	10,125,506	3,102,239	-	

(注1) 計数は、単位未満切り捨てのため合計と一致しない場合がある。

(注2) <->の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

(注3) 再エネ関係業務(FIT・FIP・系統設置交付金交付業務及び納付金徴収業務、解体等積立金管理業務)に係る費用(1.44億円)を含む。

2021年度 収入支出決算書(収入の部)

(単位:千円)

科 目	収入予算額 A	収入決定済額 B	収入予算額と 収入決定済額との差額 B-A	備考
会費収入	-	-	-	
会 費	-	-	-	
特別会費	-	-	-	
退職給付引当金戻入	-	-	-	
その他収入	-	-	-	
前年度よりの繰越金	-	-	-	
合 計	-	-	-	

(注1) 計数は、単位未満切り捨てのため合計と一致しない場合がある。

(注2) <->の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

2021年度 収入支出決算書(支出の部)

(単位:千円)

科 目	支出予算額 A		予備費 使用額 C	流用増減額 D	支出予算 現額 E=A+C+D	支出 決定済額 F	翌事業年度 への繰越額 G=E-F	不用額 E-F-G	備考
		前事業年度 からの 繰越額 (再掲) B							
人件費	-	-	-	-	-	-	-	-	
役職員給与	-	-	-	-	-	-	-	-	
其他人件費	-	-	-	-	-	-	-	-	
租税公課	-	-	-	-	-	-	-	-	
固定資産関係費	-	-	-	-	-	-	-	-	
有形固定資産取得費	-	-	-	-	-	-	-	-	
無形固定資産取得費	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他固定資産関係費	-	-	-	-	-	-	-	-	
修繕費用	-	-	-	-	-	-	-	-	
運営費	-	-	-	-	-	-	-	-	
支払利息	-	-	-	-	-	-	-	-	
予備費	-	-	-	-	-	-	-	-	
合 計	-	-	-	-	-	-	-	-	

(注1) 計数は、単位未満切り捨てのため合計と一致しない場合がある。

(注2) <->の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

2021年度 収入支出決算書(収入の部)

(単位:千円)

科目	収入予算額 A	収入決定済額 B	収入予算額と 収入決定済額との差額 B-A	備考
会費収入	39,666	22,444	△ 17,222	
会費	63	36	△ 27	
特別会費	39,603	22,408	△ 17,195	
退職給付引当金戻入	-	-	-	
その他収入	-	-	-	
前年度よりの繰越金	8,065	-	△ 8,065	
合計	47,731	22,444	△ 25,287	

(注1) 計数は、単位未満切り捨てのため合計と一致しない場合がある。

(注2) <->の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

2021年度 収入支出決算書(支出の部)

(単位:千円)

科目	支出予算額 A		予備費 使用額 C	流用増減額 D	支出予算 現額 E=A+C+D	支出 決定済額 F	翌事業年度 への繰越額 G=E-F	不用額 E-F-G	備考
		前事業年度 からの 繰越額 (再掲) B							
人件費	14,040	-	-	-	14,040	11,240	2,800	-	
役職員給与	11,697	-	-	-	11,697	9,401	2,296	-	
其他人件費	2,343	-	-	-	2,343	1,840	503	-	
租税公課	-	-	-	-	-	-	-	-	
固定資産関係費	-	-	-	-	-	-	-	-	
有形固定資産取得費	-	-	-	-	-	-	-	-	
無形固定資産取得費	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他固定資産関係費	-	-	-	-	-	-	-	-	
修繕費用	-	-	-	-	-	-	-	-	
運営費	32,300	-	-	-	32,300	11,204	21,096	-	
支払利息	-	-	-	-	-	-	-	-	
予備費	1,391	-	-	-	1,391	-	1,391	-	
合計	47,731	-	-	-	47,731	22,444	25,287	-	

(注1) 計数は、単位未満切り捨てのため合計と一致しない場合がある。

(注2) <->の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

2021年度 収入支出決算書(収入の部)

(単位:千円)

科 目	収入予算額 A	収入決定済額 B	収入予算額と 収入決定済額との差額 B-A	備考
会費収入	10,953,087	10,970,509	17,422	
会 費	17,437	17,664	227	
特別会費	10,935,650	10,952,845	17,195	
退職給付引当金戻入	-	1,157	1,157	
その他収入	-	6	6	
前年度よりの繰越金	2,226,928	3,705,452	1,478,524	
合 計	13,180,015	14,677,125	1,497,110	

(注1) 計数は、単位未満切り捨てのため合計と一致しない場合がある。

(注2) <->の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

2021年度 収入支出決算書(支出の部)

(単位:千円)

科 目	支出予算額 A		予備費 使用額 C	流用増減額 D	支出予算 現額 E=A+C+D	支出 決定済額 F	翌事業年度 への繰越額 G=E-F	不用額 E-F-G	備考
		前事業年度 からの 繰越額 (再掲) B							
人件費	2,103,529	240,977	-	-	2,103,529	1,839,320	264,209	-	
役職員給与	1,752,581	183,867	-	-	1,752,581	1,538,269	214,312	-	
その他人件費	350,948	57,110	-	-	350,948	301,050	49,898	-	
租税公課	5,867	3,846	-	-	5,867	3,941	1,926	-	
固定資産関係費	6,939,880	1,704,381	-	-	6,939,880	5,568,967	1,370,913	-	
有形固定資産取得費	463,898	608	-	-	463,898	353,681	110,217	-	
無形固定資産取得費	5,794,896	1,688,461	-	-	5,794,896	5,060,135	734,761	-	
その他固定資産関係費	658,845	-	-	-	658,845	151,467	507,378	-	
修繕費用	22,240	15,312	-	-	22,240	3,681	18,559	-	
運営費	3,686,001	471,124	-	-	3,686,001	2,653,633	1,032,368	-	
支払利息	60,854	67,168	-	-	60,854	37,199	23,655	-	
予備費	383,884	584,274	-	-	383,884	-	383,884	-	
合 計	13,180,015	3,071,772	-	-	13,180,015	10,103,062	3,076,953	-	

(注1) 計数は、単位未満切り捨てのため合計と一致しない場合がある。

(注2) <->の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

債務に関する計算書

(単位:百万円)

事項	前事業年度 末の債務額 A	本事業年度の 債務負担額 B	計 C=A+B	本事業年度の 債務消滅額 D	本事業年度 末の債務額 C-D	債務負担年限
システム開発等に係る経費	7,568	1,041	8,610	3,097	5,512	2026年度まで
賃貸借経費	1,104	1,661	2,765	337	2,428	2031年度まで
合計	8,673	2,702	11,376	3,435	7,940	

(注1) 計数は、単位未満切り捨てのため合計と一致しない場合がある。

(注2) 金額については税込である。

予算総則に規定した事項に係る予算の実施結果

2021年度電力広域的運営推進機関予算総則(以下「総則」という。)に規定した事項に係る予算の実施結果は、次のとおりである。

1. 総則第2条に規定する2021年事業年度において債務を負担することができる限度額及び債務を負担した金額は、次のとおりである。

(単位:百万円)

事項	債務負担限度額	債務負担額
システム開発等に係る経費	2,000	1,041
賃貸借経費	7,000	1,661

※金額については税込である。

2. 総則第3条に規定する役職員給与、退職給付引当金繰入および交際費について、相互流用はなかった。
3. 総則第4条に規定する収入支出予算の弾力条項については、一般会費が予算額に比して増加したが、総会運営等の必要経費に充当した。
4. 総則第5条に規定する役職員の定数及び給与については、予算において予定した定員及び給与の基準を超えた増加又は支給はなかった。

貸借対照表

2022年 3月31日 現在

(単位:千円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,866,148	流動負債	4,149,336
現金及び預金	4,577,921	未払金	331,819
未収金	300	未払費用	1,164,537
前払費用	35,444	短期リース債務	2,649,121
その他流動資産	252,482	預り金	3,858
固定資産	11,825,972	固定負債	2,861,794
有形固定資産	819,161	退職給付引当金	51,170
建物	3,719	リース債務	2,810,624
建物付属	47,911		
器具諸備品	233,278		
リース資産	533,755	負債合計	7,011,131
一括償却資産	496		
無形固定資産	10,692,559	(純資産の部)	
ソフトウェア	5,701,879	利益剰余金	9,680,990
リース資産	4,990,679	純資産合計	9,680,990
投資その他の資産	314,251		
退職給付引当資産	51,170		
長期投資	263,081		
資産合計	16,692,121	負債・純資産合計	16,692,121

(注1) 計数は、単位未満切り捨てのため合計と一致しない場合がある。

貸借対照表

2022年 3月31日 現在

(単位:千円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	-	流動負債	-
現金及び預金	-	未払金	-
未収金	-	未払費用	-
前払費用	-	短期リース債務	-
その他流動資産	-	預り金	-
固定資産	-	固定負債	-
有形固定資産	-	退職給付引当金	-
建物	-	リース債務	-
建物付属	-		
器具諸備品	-		
リース資産	-	負債合計	-
一括償却資産	-		
無形固定資産	-	(純資産の部)	
ソフトウェア	-	利益剰余金	-
リース資産	-	純資産合計	-
投資その他の資産	-		
退職給付引当資産	-		
長期投資	-		
資産合計	-	負債・純資産合計	-

(注1) 計数は、単位未満切り捨てのため合計と一致しない場合がある。

(注2) <->の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

貸借対照表

2022年 3月31日 現在

(単位:千円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,318	流動負債	4,995
現金及び預金	4,188	未払金	-
未収金	-	未払費用	4,995
前払費用	130	短期リース債務	-
その他流動資産	-	預り金	-
固定資産	988	固定負債	311
有形固定資産	-	退職給付引当金	311
建物	-	リース債務	-
建物付属	-		
器具諸備品	-		
リース資産	-	負債合計	5,306
一括償却資産	-		
無形固定資産	-	(純資産の部)	
ソフトウェア	-	利益剰余金	-
リース資産	-	純資産合計	-
投資その他の資産	988		
退職給付引当資産	311		
長期投資	677		
資産合計	5,306	負債・純資産合計	5,306

(注1) 計数は、単位未満切り捨てのため合計と一致しない場合がある。

(注2) <->の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

貸借対照表

2022年 3月31日 現在

(単位:千円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,861,830	流動負債	4,144,341
現金及び預金	4,573,733	未払金	331,819
未収金	300	未払費用	1,159,542
前払費用	35,314	短期リース債務	2,649,121
その他流動資産	252,482	預り金	3,858
固定資産	11,824,984	固定負債	2,861,483
有形固定資産	819,161	退職給付引当金	50,859
建物	3,719	リース債務	2,810,624
建物付属	47,911		
器具諸備品	233,278		
リース資産	533,755	負債合計	7,005,825
一括償却資産	496		
無形固定資産	10,692,559	(純資産の部)	
ソフトウェア	5,701,879	利益剰余金	9,680,990
リース資産	4,990,679	純資産合計	9,680,990
投資その他の資産	313,263		
退職給付引当資産	50,859		
長期投資	262,404		
資産合計	16,686,815	負債・純資産合計	16,686,815

(注1) 計数は、単位未満切り捨てのため合計と一致しない場合がある。

損 益 計 算 書

自 2021年4月 1日

至 2022年3月31日

(単位:千円)

費用の部		収益の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
経常費用	8,840,502	経常収益	10,994,337
人件費	1,872,284	会費収入	10,993,173
運営費	2,405,268	一般会費	17,920
租税公課	3,942	特別会費	10,975,253
支払利息	37,199	退職給付引当金戻入	1,157
修繕費	3,681	その他収入	6
減価償却費	4,516,525		
固定資産除却費	1,570		
雑損失	30		
当期純利益	2,153,834		
合 計	10,994,337	合 計	10,994,337

(注1) 計数は、単位未満切り捨てのため合計と一致しない場合がある。

(注2) 当期純利益については翌事業年度に繰り越し、剰余金の処分は行わない。

損 益 計 算 書

自 2021年4月 1日

至 2022年3月31日

(単位:千円)

費用の部		収益の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
経常費用	-	経常収益	-
人件費	-	会費収入	-
運営費	-	一般会費	
租税公課	-	特別会費	
支払利息	-	退職給付引当金戻入	-
修繕費	-	その他収入	-
減価償却費	-		
固定資産除却費	-		
雑損失	-		
当期純利益	-		
合 計	-	合 計	-

(注1) 計数は、単位未満切り捨てのため合計と一致しない場合がある。

(注2) 当期純利益については翌事業年度に繰り越し、剰余金の処分は行わない。

(注3) <->の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

損 益 計 算 書

自 2021年4月 1日
至 2022年3月31日

(単位:千円)

費用の部		収益の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
経常費用	23,233	経常収益	23,233
人件費	11,372	会費収入	23,233
運営費	11,861	一般会費	38
租税公課	-	特別会費	23,195
支払利息	-	退職給付引当金戻入	-
修繕費	-	その他収入	-
減価償却費	-		
固定資産除却費	-		
雑損失	-		
当期純利益	-		
合 計	23,233	合 計	23,233

(注1) 計数は、単位未満切り捨てのため合計と一致しない場合がある。

(注2) 当期純利益については翌事業年度に繰り越し、剰余金の処分は行わない。

損 益 計 算 書

自 2021年4月 1日
至 2022年3月31日

(単位:千円)

費用の部		収益の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
経常費用	8,817,269	経常収益	10,971,104
人件費	1,860,912	会費収入	10,969,940
運営費	2,393,407	一般会費	17,882
租税公課	3,942	特別会費	10,952,058
支払利息	37,199	退職給付引当金戻入	1,157
修繕費	3,681	その他収入	6
減価償却費	4,516,525		
固定資産除却費	1,570		
雑損失	30		
当期純利益	2,153,834		
合 計	10,971,104	合 計	10,971,104

(注1) 計数は、単位未満切り捨てのため合計と一致しない場合がある。

(注2) 当期純利益については翌事業年度に繰り越し、剰余金の処分は行わない。

重要な会計方針等

1. 固定資産の減価償却方法

(1) リース資産以外の固定資産

有形固定資産及び無形固定資産は定額法により行っている。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用し、一括償却資産については事業年度ごとに一括して3年間で均等償却する方法を採用している。

(2) リース資産

所有権移転外ファイナンスリース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する方法によっている。

所有権移転ファイナンスリース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

(3) 有形固定資産の減価償却累計額

1,547,049千円

2. 引当金の計上基準

(1) 退職給付引当金

役職員の退職手当の支払いに充てるため、退職給付債務の見積額(役職員が自己都合で退職した場合の期末要支給額の全額)を計上している。

3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理方法

税込方式によっている。

(2) 運営費

本機関の運営に必要な費用であり、その内訳は以下のとおりである。

単位:千円	
賃借料	444,328
委託費	1,847,116
通信運搬費	35,301
消耗品費	33,940
旅費	2,869
研修費	17,785
雑費	23,926
運営費計	2,405,268

(3) 勘定区分の区分方法

各勘定に区分して経理することが困難な事項の各勘定への配分は、事業年度の末日現在において、各勘定において経理する業務に従事する人員の数により行うものとする。

重要な会計方針等

1. 固定資産の減価償却方法

(1)リース資産以外の固定資産

有形固定資産及び無形固定資産は定額法により行っている。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用し、一括償却資産については事業年度ごとに一括して3年間で均等償却する方法を採用している。

(2)リース資産

所有権移転外ファイナンスリース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する方法によっている。

所有権移転ファイナンスリース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

(3)有形固定資産の減価償却累計額

なし

2. 引当金の計上基準

(1)退職給付引当金

役職員の退職手当の支払いに充てるため、退職給付債務の見積額(役職員が自己都合で退職した場合の期末要支給額の全額)を計上している。

3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1)消費税等の会計処理方法

税込方式によっている。

(2)運営費

本機関の運営に必要な費用であり、その内訳は以下のとおりである。

単位：千円

賃借料	-
委託費	-
通信運搬費	-
消耗品費	-
旅費	-
研修費	-
雑費	-
運営費計	-

(3)勘定区分の区分方法

各勘定に区分して経理することが困難な事項の各勘定への配分は、事業年度の末日現在において、各勘定において経理する業務に従事する人員の数により行うものとする。

重要な会計方針等

1. 固定資産の減価償却方法

(1)リース資産以外の固定資産

有形固定資産及び無形固定資産は定額法により行っている。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用し、一括償却資産については事業年度ごとに一括して3年間で均等償却する方法を採用している。

(2)リース資産

所有権移転外ファイナンスリース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する方法によっている。

所有権移転ファイナンスリース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

(3)有形固定資産の減価償却累計額

なし

2. 引当金の計上基準

(1)退職給付引当金

役職員の退職手当の支払いに充てるため、退職給付債務の見積額(役職員が自己都合で退職した場合の期末要支給額の全額)を計上している。

3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1)消費税等の会計処理方法

税込方式によっている。

(2)運営費

本機関の運営に必要な費用であり、その内訳は以下のとおりである。

単位:千円

賃借料	2,699
委託費	8,742
通信運搬費	214
消耗品費	206
旅費	-
研修費	-
雑費	-
運営費計	11,861

(3)勘定区分の区分方法

各勘定に区分して経理することが困難な事項の各勘定への配分は、事業年度の末日現在において、各勘定において経理する業務に従事する人員の数により行うものとする。

(4)災害等扶助交付金の状況について

2021年度の拠出金990,000千円については、その全額を2021年度中に交付済みのため、残高はなし。

重要な会計方針等

1. 固定資産の減価償却方法

(1) リース資産以外の固定資産

有形固定資産及び無形固定資産は定額法により行っている。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用し、一括償却資産については事業年度ごとに一括して3年間で均等償却する方法を採用している。

(2) リース資産

所有権移転外ファイナンスリース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する方法によっている。

所有権移転ファイナンスリース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

(3) 有形固定資産の減価償却累計額

1,547,049千円

2. 引当金の計上基準

(1) 退職給付引当金

役職員の退職手当の支払いに充てるため、退職給付債務の見積額(役職員が自己都合で退職した場合の期末要支給額の全額)を計上している。

3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理方法

税込方式によっている。

(2) 運営費

本機関の運営に必要な費用であり、その内訳は以下のとおりである。

単位:千円	
賃借料	441,629
委託費	1,838,374
通信運搬費	35,087
消耗品費	33,734
旅費	2,869
研修費	17,785
雑費	23,926
運営費計	2,393,407

(3) 勘定区分の区分方法

各勘定に区分して経理することが困難な事項の各勘定への配分は、事業年度の末日現在において、各勘定において経理する業務に従事する人員の数により行うものとする。

財 産 目 録

2022年 3月31日 現在

(単位:千円)

貸借対照表科目	摘 要	金 額
(流動資産)		
現金及び預金	普通預金	4,577,921
未収金	会費請求分	300
前払費用	事務所4月分賃料前払 他	35,444
その他流動資産	容量市場及びOAシステム(要件定義・基本設計) 他	252,482
流動資産合計		4,866,148
(固定資産)		
有形固定資産		
建物	事務所内設備 他	3,719
建物付属	電気・空調設備 他	47,911
器具諸備品	広域機関システム用機器、スイッチング支援システム用機器 他	233,278
リース資産	広域機関システム用機器	533,755
一括償却資産	什器用具	496
無形固定資産		
ソフトウェア	広域機関システム、OAシステム、スイッチング支援システム 他	5,701,879
リース資産	広域機関システム、容量市場システムソフトウェア	4,990,679
投資その他の資産		
退職給付引当資産	役員に対する退職金支払いに備えた預金	51,170
長期投資	事務所敷金 他	263,081
固定資産合計		11,825,972
資 産 合 計		16,692,121
(流動負債)		
未払金	広域機関システム、容量市場システム	331,819
未払費用		
	役員給与	578,778
	その他人件費	113,932
	租税公課	0
	修繕費	-
	賃借料	8,865
	委託費	459,541
	通信運搬費	0
	消耗品費	2,466
	旅費	75
	研修費	-
	雑費	876
預り金	源泉所得税	3,858
短期リース債務	広域機関システム、容量市場システム 他	2,649,121
流動負債合計		4,149,336
(固定負債)		
退職給付引当金	役員に対する退職金支払いに備えたもの	51,170
リース債務	広域機関システム、容量市場システム 他	2,810,624
固定負債合計		2,861,794
負 債 合 計		7,011,131
純 資 産		9,680,990

(注1) 計数は、単位未満切り捨てのため合計と一致しない場合がある。

(注2) <->の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

財 産 目 録

2022年 3月31日 現在

(単位:千円)

貸借対照表科目	摘 要	金 額
(流動資産)		
現金及び預金		-
未収金		-
前払費用		-
その他流動資産		-
流動資産合計		-
(固定資産)		
有形固定資産		
建物		-
建物付属 器具諸備品		-
リース資産		-
一括償却資産		-
無形固定資産		
ソフトウェア		-
リース資産		-
投資その他の資産		
退職給付引当資産		-
長期投資		-
固定資産合計		-
資 産 合 計		-
(流動負債)		
未払金		-
未払費用	役職員給与 その他人件費 租税公課 修繕費 賃借料 委託費 通信運搬費 消耗品費 旅費 研修費 雑費	- - - - - - - - - - -
預り金		-
短期リース債務		-
流動負債合計		-
(固定負債)		
退職給付引当金		-
リース債務		-
固定負債合計		-
負 債 合 計		-
純 資 産		-

(注1) 計数は、単位未満切り捨てのため合計と一致しない場合がある。

(注2) <->の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

財 産 目 録

2022年 3月31日 現在

(単位:千円)

貸借対照表科目	摘 要	金 額
(流動資産)		
現金及び預金	普通預金	4,188
未収金		-
前払費用	事務所4月分賃料前払 他	130
その他流動資産		-
流動資産合計		4,318
(固定資産)		
有形固定資産		
建物		-
建物付属		-
器具諸備品		-
リース資産		-
一括償却資産		-
無形固定資産		
ソフトウェア		-
リース資産		-
投資その他の資産		
退職給付引当資産	役員に対する退職金支払いに備えた預金	311
長期投資	事務所敷金 他	677
固定資産合計		988
資産合計		5,306
(流動負債)		
未払金		-
未払費用	役員給与 その他人件費 租税公課 修繕費 賃借料 委託費 通信運搬費 消耗品費 旅費 研修費 雑費	3,515 691 - - 36 739 - 11 - - -
預り金	拠出金	-
短期リース債務		-
流動負債合計		4,995
(固定負債)		
退職給付引当金	役員に対する退職金支払いに備えたもの	311
リース債務		-
固定負債合計		311
負債合計		5,306
純資産		-

(注1) 計数は、単位未満切り捨てのため合計と一致しない場合がある。

(注2) <->の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

財 産 目 録

2022年 3月31日 現在

(単位:千円)

貸借対照表科目	摘 要	金 額
(流動資産)		
現金及び預金	普通預金	4,573,733
未収金	会費請求分	300
前払費用	事務所4月分賃料前払 他	35,314
その他流動資産	容量市場及びOAシステム(要件定義・基本設計) 他	252,482
流動資産合計		4,861,830
(固定資産)		
有形固定資産		
建物	事務所内設備 他	3,719
建物付属 器具諸備品	電気・空調設備 他	47,911
リース資産	広域機関システム用機器、スイッチング支援システム用機器 他	233,278
一括償却資産	広域機関システム用機器	533,755
	什器用具	496
無形固定資産		
ソフトウェア	広域機関システム、OAシステム、スイッチング支援システム 他	5,701,879
リース資産	広域機関システム、容量市場システムソフトウェア	4,990,679
投資その他の資産		
退職給付引当資産	役員に対する退職金支払いに備えた預金	50,859
長期投資	事務所敷金 他	262,404
固定資産合計		11,824,984
資 産 合 計		16,686,815
(流動負債)		
未払金	広域機関システム、容量市場システム	331,819
未払費用		
	役員給与	575,263
	その他人件費	113,241
	租税公課	0
	修繕費	-
	賃借料	8,829
	委託費	458,802
	通信運搬費	0
	消耗品費	2,455
	旅費	75
	研修費	-
	雑費	876
預り金	源泉所得税	3,858
短期リース債務	広域機関システム、容量市場システム 他	2,649,121
流動負債合計		4,144,341
(固定負債)		
退職給付引当金	役員に対する退職金支払いに備えたもの	50,859
リース債務	広域機関システム、容量市場システム 他	2,810,624
固定負債合計		2,861,483
負 債 合 計		7,005,825
純 資 産		9,680,990

(注1) 計数は、単位未満切り捨てのため合計と一致しない場合がある。

(注2) <->の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

余裕金等の運用方針の件（案）

2022年度余裕金等運用方針について、別紙のとおり、定めたく存じます。
方針の概要は下記のとおりです。

記

基本方針	余裕金等の元本を確保するとともに、本機関の運営に支障が生じないように流動性の確保に努める
運用対象	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第41条に規定する納付金
運用額	納付金額から直近の交付金交付予定額及び直近の交付金交付予定額の10%を除いた額
運用方法	1か月サイクルの譲渡性預金
運用額以外の預金の管理	決済用預金で保有
運用益	納付金に充当
運用額の単位	10億円

以上

【添付資料】

別紙：2022年度余裕金等運用方針

2022年度余裕金等運用方針

- 余裕金等の運用にあたっては、原則として、余裕金等^{※1}の元本を確保するとともに、本機関の運営に支障が生じないように流動性の確保に努めることを基本方針とする。
 - ※1 余裕金等とは、余裕金、解体等積立金及び納付金をいう。
- 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第41条に規定する納付金の運用については、以下のとおりとする。
- 運用額については、原則として、納付金額から直近の交付金交付予定額及び直近の交付金交付予定額の10%を除いた額とする。
- 運用方法については、原則として、流動性及び元本保証の安全性^{※2}の観点から、1か月サイクルの譲渡性預金とする。
 - ※2 金融機関の破綻リスクを除く。
- 直近の交付金交付予定額及び直近の交付金交付予定額の10%については、安全性の観点から決済用預金（利息のつかない普通預金）で保有する。
- 運用益については、納付金に充てるものとする。
- 運用額の単位は10億円とする。

送配電等業務指針一部変更の件

変更の概要は下記のとおりです。

記

1. 計画策定プロセスの検討開始要件に関する規定の変更

【該当条文：第34条、第85条、第91条、第120条（変更）

第34条の2（新設）

第33条、第35条、第36条、第40条（削除）】

- ・電気供給事業者は広域連系系統の混雑により発電設備等の出力に制限が生じており、制限されることで事業性に影響すると判断した場合、系統増強するよう申し出ることができる旨規定するとともに、電気供給事業者の提起のうち「広域的取引の環境整備に関する提起」及び「電源設置に関する提起」に関する規定を削除

2. N-1 電制本格適用に関する規定の変更

【該当条文：第64条の2（新設）】

- ・一般送配電事業者及び配電事業者は、効率的な設備形成の観点から、N-1 電制装置の設置が適当だと判断した電源に対して、N-1 電制装置の設置を求めることが可能となる旨規定
- ・N-1 電制装置の設置を求められた電源は、正当な理由がない限り、N-1 電制装置の設置その他のN-1 電制実施に関する対応を行わなければならない旨規定
- ・一般送配電事業者及び配電事業者は、N-1 電制装置の設置等に関する費用及びN-1 電制を行ったことにより生じる費用等を負担しなければならない旨規定
- ・一般送配電事業者及び配電事業者は、N-1 電制を行ったことにより生じる費用を負担する場合には、本機関の確認の回答を事前に得なければならない旨規定

3. その他

- ・業務規程及び送配電等業務指針の記載を適正化（主に送配電等業務指針から業務規程に移設）

以上

電力広域的運営推進機関 送配電等業務指針 新旧対照表

変更前 (変更点に下線)

平成27年4月28日施行
令和4年4月1日変更

送配電等業務指針

電力広域的運営推進機関

変更後 (変更点に下線)

平成27年4月28日施行
令和 年 月 日変更

送配電等業務指針

電力広域的運営推進機関

変更前 (変更点に下線)	変更後 (変更点に下線)
<p>(変更履歴)</p> <p>平成27年4月28日施行 平成27年8月31日変更 平成28年4月1日変更 平成28年7月11日変更 平成28年10月18日変更 平成29年4月1日変更 平成29年9月6日変更 平成30年6月29日変更 平成30年10月1日変更 平成31年4月1日変更 令和元年7月1日変更 令和元年12月11日変更 令和2年2月1日変更 令和2年3月30日変更 令和2年4月1日変更 令和2年7月8日変更 令和2年10月1日変更 令和3年4月1日変更 令和3年7月1日変更 令和4年4月1日変更</p>	<p>(変更履歴)</p> <p>平成27年4月28日施行 平成27年8月31日変更 平成28年4月1日変更 平成28年7月11日変更 平成28年10月18日変更 平成29年4月1日変更 平成29年9月6日変更 平成30年6月29日変更 平成30年10月1日変更 平成31年4月1日変更 令和元年7月1日変更 令和元年12月11日変更 令和2年2月1日変更 令和2年3月30日変更 令和2年4月1日変更 令和2年7月8日変更 令和2年10月1日変更 令和3年4月1日変更 令和3年7月1日変更 令和4年4月1日変更 <u>令和4年4月1日変更</u></p>

(広域系統長期方針の記載事項)	
<p>第32条 広域系統長期方針においては、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 二 広域連系系統の整備に関する基本的な考え方 ア 全国の将来の電気の需給に関する事項 イ 全国の将来の広域連系系統のあり方に関する事項 ニ 広域連系系統の整備の基本的な考え方の検討に係る留意事項 エ 前号アの検討に際しての留意事項 オ 前年度までの電気の需給の状況 カ 社会的又は経済的事情の変化を踏まえた電気の需給の見通し ク 一般送配電事業者の供給区域の特性 コ 前号イの検討に際しての留意事項 ク 広域的な電力取引の環境整備の見通し ケ 大規模事故、災害等の発生時における供給信頼度 コ 一般送配電事業者の供給区域の特性 セ 流通設備の経年情報、技術開発の進展その他の技術的情報 三 その他広域連系系統の整備及び更新の方向性に関する事項 <p>(本機関の発議による計画策定プロセスの検討開始要件)</p> <p>第33条 業務規程第51条第1号に規定する計画策定プロセスの検討開始要件は次の各号に掲げるとおりとする。ただし、業務規程第52条第2項に掲げる場合には、計画策定プロセスの検討を開始しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 二 安定供給に関する検討開始要件 ア 複数の発電機の計画外停止が実際に発生し、これにより一般送配電事業者の供給区域の予備力を超える大幅な供給力が喪失した際に、連系線が運用容量まで使用されたにもかかわらず電気の供給の支障(ただし、電路が自動的に再閉路されることにより電気の供給の支障が終了した場合を除く。以下「供給支障」という。)が発生した場合 イ 発生し得る大規模事故、災害等の影響分析等により、電力の安定供給を確保する必要があると認められる場合 ニ 広域的取引の環境整備に関する検討開始要件 ア 連系線の利用実績 連系線の利用実績において、過去1年間に運用容量に対する空容量が5%以下となった時間数が、過去1年間の総時間数の20%以上となった場合。ただし、連系線の空容量の算定に当たっては、他の連系線への迂回が可能である潮流については、他の連系線に迂回したものと取り扱う(以下、エにおいて同じ)。 イ 市場取引状況 卸電力取引所が運営する翌日取引において、過去1年間に市場分断処理(約定処理の結果、地域間の売買約定量の積算量が連系線の空容量を超過し、当該空容量を制約条件として再度約定処理を行うことをいう。)を行った商品の数が、過去1年間の総商品数の20%以上となった場合 ウ 地内基幹送電線の制約による出力制限の実績 一般送配電事業者の供給区域ごとの年間最大需要発生時又は年間最小需要発生時の地内基幹送電線の空容量の実績が運用容量の5%以下となった場合又は本機関の情報提供の求めに対して電気供給事業者から発電設備等の出力に制限が生じている旨の申出があった場合において、地内基幹送電線の制約が原因で電気供給事業者の発電に恒常的な制限(託送供給契約にしたがった発電の制限その他系統連系の前提となっている制限を除く。)が発生している事実が確認されたとき エ 電気供給事業者の増強ニーズ 複数の電力の広域的取引を行おうとする電気供給事業者(ただ 	<p>第32条 削除</p>
<p>第33条 業務規程第51条第1号に規定する計画策定プロセスの検討開始要件は次の各号に掲げるとおりとする。ただし、業務規程第52条第2項に掲げる場合には、計画策定プロセスの検討を開始しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 二 安定供給に関する検討開始要件 ア 複数の発電機の計画外停止が実際に発生し、これにより一般送配電事業者の供給区域の予備力を超える大幅な供給力が喪失した際に、連系線が運用容量まで使用されたにもかかわらず電気の供給の支障(ただし、電路が自動的に再閉路されることにより電気の供給の支障が終了した場合を除く。以下「供給支障」という。)が発生した場合 イ 発生し得る大規模事故、災害等の影響分析等により、電力の安定供給を確保する必要があると認められる場合 ニ 広域的取引の環境整備に関する検討開始要件 ア 連系線の利用実績 連系線の利用実績において、過去1年間に運用容量に対する空容量が5%以下となった時間数が、過去1年間の総時間数の20%以上となった場合。ただし、連系線の空容量の算定に当たっては、他の連系線への迂回が可能である潮流については、他の連系線に迂回したものと取り扱う(以下、エにおいて同じ)。 イ 市場取引状況 卸電力取引所が運営する翌日取引において、過去1年間に市場分断処理(約定処理の結果、地域間の売買約定量の積算量が連系線の空容量を超過し、当該空容量を制約条件として再度約定処理を行うことをいう。)を行った商品の数が、過去1年間の総商品数の20%以上となった場合 ウ 地内基幹送電線の制約による出力制限の実績 一般送配電事業者の供給区域ごとの年間最大需要発生時又は年間最小需要発生時の地内基幹送電線の空容量の実績が運用容量の5%以下となった場合又は本機関の情報提供の求めに対して電気供給事業者から発電設備等の出力に制限が生じている旨の申出があった場合において、地内基幹送電線の制約が原因で電気供給事業者の発電に恒常的な制限(託送供給契約にしたがった発電の制限その他系統連系の前提となっている制限を除く。)が発生している事実が確認されたとき エ 電気供給事業者の増強ニーズ 複数の電力の広域的取引を行おうとする電気供給事業者(ただ 	<p>第33条 削除</p>

変更前 (変更点に下線)	変更後 (変更点に下線)
<p>し、電源を設置しようとする者又は既設の電源の最大受電電力を増加させようとする者である場合は、接続検討の回答を得ている者に限る。) から過去3年以内に受領した増強ニーズの総量が過去の計画策定プロセス (ただし、広域連系系統の増強に至らなかったものに限る。) において定めた基本要件の増強容量を超過した場合</p> <p>オ 連系線に直接影響を与える系統プロセス 本機関が第91条第1項の報告を受けた場合で、契約申込み又は電源接続案件一括検討プロセスの増強対象である広域連系系統が地域間連系線の運用容量の算定や運用に直接影響を与える流通設備であると認めるとき。ただし、系統連系希望者が、広域系統整備計画又は電源接続案件一括検討プロセスの結果に基づき、契約申込みを行った場合を除く。</p> <p>カ その他広域的取引の環境整備を行う必要性が認められる蓋然性が高く、本機関が広域系統整備を検討すべき合理性が認められる場合</p> <p>2 本機関は、前項第2号の要件適合性を判定するに際し、災害による流通設備の故障、流通設備の長期間の作業停止その他の当該期間においてのみ偶発的に発生し、当該期間以降に継続的に発生することが見込まれない事象の影響が認められる場合は、当該影響を除外の上、要件適合性を判定するものとする。</p> <p>3 本機関は、次の各号に掲げる要件については、第1項の規定により計画策定プロセスを開始したか否かにかかわらず、次の各号に掲げる頻度で要件適合の状況を取りまとめ、設備形成に係る委員会に報告するとともに公表する。</p> <p>一 第1項第2号ア、イ及びエの要件 四半期に1回</p> <p>二 第1項第2号ウの要件 年1回</p> <p>4 本機関は、第1項第2号オの要件に基づき、計画策定プロセスを開始するか否かの確認を行った場合は、その結果を一般送配電事業者又は配電事業者及び契約申込みを行った系統連系希望者に通知する。なお、第91条第1項第2号から第3号までの報告に伴う結果の通知を受けた一般送配電事業者又は配電事業者は、対象となる系統連系希望者にその旨通知する。</p> <p>(広域系統整備に関する提起を行うことができる電気供給事業者)</p> <p>第34条 電気供給事業者は、次の各号に掲げる要件を満たす場合に、広域系統整備に関する提起を行うことができる。</p> <p>一 安定供給に関する提起 一般送配電事業者であること。</p> <p>二 広域的取引の環境整備に関する提起 次のアからウまでを満たしていること。</p> <p>ア 既設の電源 (ただし、最大受電電力を増加させる場合を除く。) を用いた広域的な電力取引を希望していること。</p> <p>イ 拡大を希望する広域的な電力取引の量の合計が1万千瓦ット以上であること。</p> <p>ウ 広域系統整備に要すると見込まれる費用負担割合による費用負担の意思及び財務的能力を有していること。</p> <p>エ 電源設置に関する提起 次のアからエまでを満たしていること。</p> <p>ア 設置しようとする電源 (既設の電源の最大受電電力を増加させる場合を含む。以下、この条において同じ。) により、広域的な電力取引を行おうとしていること (連系ができない旨の回答である場合を含む)。</p> <p>イ 設置しようとする電源の出力の合計 (ただし、既設の電源の最大受電電力を増加させる場合は、拡大を希望する広域的な電力取引の量の合計とする。) が1万千瓦ット以上であること。</p> <p>エ 広域系統整備に要すると見込まれる費用負担割合による費用負担の意思及び財務的能力を有していること。</p>	<p>(広域系統整備に関する提起)</p> <p>第34条 一般送配電事業者は、本機関が定め公表する様式に基づき、本機関に対して、電気の安定供給を確保する観点に基づく広域系統整備に関する提起を行うことができる。</p>

変更前 (変更点に下線)	変更後 (変更点に下線)
<p>2 複数の電気供給事業者は、共同で本機関に対し広域系統整備に関する提起を行うことができる。この場合、当該複数の電気供給事業者の希望する広域的な電力取引の量又は設置しようとする電源の出力の合計値に基づき、前項第2号イ及び第3号ウの要件の充足性を判断する。</p>	<p>2 前項の規定により広域系統整備に関する提起を行った一般送配電事業者（以下「検討提起者」という。）は、本機関が業務規程第59条の規定により受益者及び費用負担割合等を決定するまでの間は、合理的な理由が認められる場合に限り、次の各号に掲げる行為を行うことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 広域系統整備に関する提起の取下げ 二 検討提起者の地位の承継（新たに提起者となる者が広域系統整備に要すると見込まれる費用負担の意思を有している場合に限る。） 三 その他本機関が計画策定プロセスに影響を与えないと判断した軽微な事項の変更 <p>（電気供給事業者による広域連系系統の増強を求める申出）</p> <p>第34条の2 電気供給事業者は、広域連系系統の混雑により、自らが維持し、及び運用する発電設備等の出力に制限が生じており、当該設備の出力が制限されることで事業性に影響すると判断した場合には、本機関に対し、広域連系系統を増強するよう申し出ることができる。</p>
<p>（広域系統整備に関する提起等）</p> <p>第35条 電気供給事業者は、本機関が定め公表する様式に基づいて、次の各号に掲げる事項を明らかにした上で、本機関に対して広域系統整備に関する提起を行わなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 費用負担の意思及び財務的能力 二 拡大を希望する広域的な電力取引量 三 広域的な電力取引の拡大を希望する時期 四 供給先として希望する一般送配電事業者の供給区域 五 その他本機関が必要と認める事項 <p>2 広域系統整備に関する提起を行った電気供給事業者（以下「検討提起者」という。）のうち、前条第1項第2号又は第3号の提起を行った電気供給事業者は、本機関が業務規程第57条第1項の規定により、広域的な電力取引により、計画策定プロセスの検討の対象となる広域連系系統の利用を拡大しようとする電気供給事業者を募集する場合において、当該募集に応募することができず。この場合において、当該電気供給事業者が当該募集に応募しないときは、広域系統整備に関する提起を取り下げたものとみなす。</p> <p>3 検討提起者は、本機関が業務規程第59条の規定により受益者及び費用負担割合を決定するまでの間は、合理的な理由が認められる場合に限り、次の各号に掲げる行為を行うことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 広域系統整備に関する提起の取下げ 二 検討提起者の地位の承継（新たに提起者となる者が広域系統整備に要すると見込まれる費用負担割合による費用負担の意思を有しており、財務的能力の評価に必要な資料を本機関に提出し、本機関が財務的能力を有すると判断した場合に限る。） 三 拡大を希望する広域的な電力取引の量の減少 四 電力取引の拡大を希望する時期の繰り延べ 五 その他本機関が計画策定プロセスに影響を与えないと判断した軽微な事項の変更 <p>（電気供給事業者の提起による計画策定プロセスの開始手続）</p> <p>第36条 業務規程第51条第2号の規定による計画策定プロセスの検討開始要件は次の各号に掲げるとおりとする。ただし、業務規程第52条第2項に掲げる場合には、計画策定プロセスの検討を開始しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 安定供給に関する提起 広域系統整備に関する提起の内容を確認し、第33条第1項第1号に掲げる安定供給の観点から検討する必要があると認められること。 二 広域的取引の環境整備及び電源設置に関する提起 次のアからウまでを満たすこと。 ア 検討提起者が希望する電力取引の量が広域連系系統の既設設備において送電できる電力の容量を1万キロワット以上超過すること。 	<p>第35条 削除</p> <p>第36条 削除</p>

変更前 (変更点に下線)	変更後 (変更点に下線)
<p>1 検討提起者が、本機関が業務規程第59条の規定により決定する費用負担割合による費用負担の意思を有しており、それを裏付ける財務的能力を有していること。 2 整備の検討の対象となる流通設備が、広域連系系統に該当すること。 (国の要請に基づく計画策定プロセスの開始手続)</p>	
<p>第37条 本機関は、国から広域系統整備に関する検討の要請を受けた場合に、業務規程第51条第3号の規定により、計画策定プロセスを開始するものとする。 (計画策定プロセスの進め方の決定)</p>	<p>第37条 削除</p>
<p>第38条 本機関は、次の各号に掲げる事項の確認及び検討の上、計画策定プロセスの進め方を決定するものとする。</p> <p>一 他の案件との照合確認</p> <p>ア 過去の検討案件との照合確認 新規の計画策定プロセスに係る案件(以下「新規検討案件1」という。)と、過去の計画策定プロセスにより検討を行った案件(ただし、広域系統整備計画の決定に至らなかった案件に限る。)との間の検討開始の理由及び内容の同一性。同一性が認められる場合には、当該案件の検討を行った時からの状況の変化の有無及び程度</p> <p>イ 検討中又は検討予定の案件との照合確認 新規検討案件と、現在、計画策定プロセスにより検討を行っている又は検討を行おうとしている他の案件との間の検討開始の理由又は内容の同一性。同一性が認められる場合には、当該他の案件とは別に広域系統整備の検討を行う必要性</p> <p>ニ 計画策定プロセスの継続の必要性 前号ア及びイの確認結果その他計画策定プロセスを継続する必要性に関する事項</p> <p>三 検討スケジュール 計画策定プロセスの進め方の決定から業務規程第60条の規定による広域系統整備計画の決定までの期間</p> <p>2 計画策定プロセスの標準検討期間は、次の各号に掲げる期間とする。</p> <p>一 実施案及び事業実施主体の募集を行う場合 18か月</p> <p>二 実施案及び事業実施主体の募集を行わない場合 12か月</p> <p>3 本機関は、電気供給事業者の提起に基づき、計画策定プロセスを開始した案件である場合は、計画策定プロセスの進め方の決定後、業務規程第55条第1項に掲げる事項を当該電気供給事業者に書面で通知する。</p> <p>4 本機関は、前項の検討の結果、計画策定プロセスを継続する必要性がないと判断した場合において、その理由が、検討中又は検討予定の案件との照合確認の結果、新規検討案件を他の案件と併せて検討を行うことが適当であると認めるときは、当該他の案件の検討において、新規検討案件の検討開始の理由及び内容を考慮するものとする。 (基本要件等の決定)</p>	<p>第38条 削除</p>
<p>第39条 本機関は、前条第1項の確認及び検討の結果、計画策定プロセスを継続する必要性があると判断した場合は、広域系統整備の基本要件及び受益者の検討に当たり、次の各号に定める事項を考慮の上、広域系統整備を行う必要性の有無を検討する。</p> <p>一 広域系統整備に代わる代替的な方策(電源の新増設、既設電源の供給力の増加等)</p> <p>二 広域系統整備に要する費用</p> <p>三 広域系統整備による電気の安定供給に与える影響</p> <p>四 広域系統整備による電力取引の活性化への寄与の有無及びその程度</p> <p>五 広域系統整備による再生可能エネルギー電源導入への寄与の有無及びその程度</p> <p>六 その他広域系統整備による社会的な便益に与える影響</p> <p>2 本機関は、前項の検討の結果、広域系統整備を行う必要性があると判断した場合には、次の各号に定める事項を考慮の上、広域系統整備の基本要件及び受益者の範囲を定める。</p>	<p>第39条 削除</p>

<p>二 検討提起者の意見(業務規程第51条第2号の規定により計画策定プロセスを開始した場合に限る。)</p> <p>三 国の要請の内容(業務規程第51条第3号の規定により計画策定プロセスを開始した場合に限る。)</p> <p>三 関係する電気供給事業者及び受益者の候補者の意見</p> <p>3 広域系統整備の基本要件の記載事項は次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 増強の目的及び期待される効果</p> <p>二 必要な増強容量</p> <p>三 広域系統整備が必要となる時期</p> <p>四 広域系統整備の方策(工事概要、概略ルート、概算工事費、概略所要工期等)</p> <p>五 費用負担ガイドラインに基づき概算工事費から試算した特定負担額の見通し</p> <p>六 今後のスケジュール</p> <p>(電気供給事業者の募集及び応募等の手続)</p>	
<p>第40条 本機関は、広域系統整備の基本要件及び受益者の範囲の検討に際し、増強ニーズの探索、増強容量の検討その他の目的から必要であると認める場合は、業務規程第57条の規定により、広域的な電力取引により、当該計画策定プロセスの検討の対象となる流通設備の利用を拡大しようとする電気供給事業者を募集する。</p> <p>2 電気供給事業者は、広域系統整備に要すると見込まれる費用負担割合による費用負担の意思及び財務的能力を有している場合に限り、前項の募集に対して、応募することができる。</p> <p>3 電気供給事業者は、本機関が計画策定プロセスごとに定め公表する募集要綱に基づいて、次の各号に掲げる事項を明らかにした上で、第1項の募集に対する応募を行わなければならない。</p> <p>一 費用負担の意思及び財務的能力</p> <p>二 拡大を希望する広域的な電力取引量</p> <p>三 広域的な電力取引の拡大を希望する時期</p> <p>四 供給先として希望する一般送配電事業者の供給区域</p> <p>五 その他本機関が必要と認める事項</p> <p>4 募集に応じた電気供給事業者(以下「応募事業者」という。)のうち電源を設置しようとする者又は既設の電源の最大受電電力を増加させようとする者であつて、接続検討の申込みを行っていない者については、本機関への応募後、速やかに、接続検討の申込みを行わなければならない。当該電気供給事業者が応募後1か月以内に接続検討の申込みを行わない場合には、当該応募はなかつたものとして取り扱う。</p> <p>5 応募事業者は、本機関が業務規程第59条の規定により受益者及び費用負担割合を決定するまでの間は、合理的な理由が認められる場合に限り、次の各号に掲げる行為を行うことができる。</p> <p>一 広域系統整備に関する応募の取下げ</p> <p>二 応募者の地位の承継(ただし、新たに応募者となる者が費用負担の意思を有することを明らかにするとともに、財務的能力の評価に必要な資料を本機関に提出し、本機関が財務的能力を有すると判断した場合に限る。)</p> <p>三 拡大を希望する広域的な電力取引の量の減少</p> <p>四 電力取引の拡大を希望する時期の繰り延べ</p> <p>五 その他本機関が計画策定プロセスに影響を与えないと判断した軽微な事項の変更</p> <p>(実施案等の募集の要否の決定)</p>	<p>第40条 削除</p>
<p>第41条 本機関は、広域系統整備の基本要件を決定する際に、設備形成に係る委員会の意見を踏まえ、実施案及び事業実施主体の募集を行うか否かを決定する。</p>	<p>第41条 削除</p>

変更前 (変更点に下線)	変更後 (変更点に下線)
<p>(実施案等の応募資格者)</p> <p>第42条 実施案及び事業実施主体の募集に対する応募資格者は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(実施案等の応募資格者及び募集に対する応募意思の表明)</p> <p>第42条 業務規程第56条の3の規定により本機関が実施する実施案及び事業実施主体の募集に対する応募資格者は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>2 業務規程第56条の3の規定により本機関が実施する実施案及び事業実施主体の募集への応募意思を有する応募資格者は、業務規程第56条の3第1項第2号の公募要綱に定めるところにより、応募意思を表明する文書を提出する。</p>
<p>(新設)</p> <p>(実施案等の募集の実施)</p> <p>第43条 本機関は、第41条の規定により実施案及び事業実施主体の募集を行うと決定した場合には、次の各号に掲げる手順にしたがって、実施案及び事業実施主体の募集を行う。</p> <p>一 実施案募集の公表</p> <p>本機関は、実施案の募集を決定したことを公表する。</p> <p>二 公募要綱の策定・公表</p> <p>本機関は、第39条の規定により決定した広域系統整備の基本要件を踏まえ、応募資格、必要な増強容量、広域系統整備が必要となる時期、広域系統整備の方策、実施案の提出期限、実施案及び事業実施主体の選定スケジュール、実施案及び事業実施主体の評価方法、実施案の記載事項その他必要な事項を定めた公募要綱を策定し、公表する。なお、本機関は、公募要綱の策定に当たっては、必要に応じ会員の意見を聴取するとともに、業務規程第5条第2項の規定により、公表する内容を検討するものとする。</p> <p>三 応募意思の確認</p> <p>実施案の応募の意思を有する事業者は、公募要綱に定めるところにより、応募意思を表明する文書を提出する。</p> <p>四 応募資格の審査</p> <p>本機関は、前号の規定により応募意思を表明した事業者について、前条の応募資格者に該当することその他公募要綱で定める応募資格を満たすことを確認する。</p> <p>五 応募意思を有する事業者が不在の場合の対応</p> <p>本機関は、前号の規定による確認の結果、応募資格を満たす事業者(以下「有資格事業者」という。)がない場合には、実施案の募集を取り止める。この場合には、本機関は、広域系統整備の基本要件に定めた工事概要に基づき、当該工事により設置する電線路等の接続先となる電線路等を維持し、及び運用する一般送配電事業者又は送電事業者の中から実施案の提出を求める事業者を選定し、実施案の提出を求める。ただし、本機関が、広域系統整備の基本要件に照らし、他の一般送配電事業者又は送電事業者に実施案の提出を求めることが適切と判断した場合には、当該一般送配</p>	<p>(実施案の作成に必要な情報の提供依頼)</p> <p>第42条の2 業務規程第56条の3第1項第2号の公募要綱に定める応募資格を満たす事業者(以下「有資格事業者」という。)は、実施案の作成のために必要がある場合は、本機関に対し、次の各号に掲げる情報の提供を求めることができる。</p> <p>一 送電系統図(送電線経過図、給電系統図等)</p> <p>二 既設電気所の概要(単線結線図、機器配置平面図等)</p> <p>三 設備の諸データ(電圧、設備容量、運用容量、インピーダンス等)</p> <p>四 予想潮流図</p> <p>五 系統解析用データ(熱容量、同期安定性、電圧安定性、短絡容量等)</p> <p>六 広域機関が基本要件の検討において解析を行ったデータ</p> <p>七 その他実施案の作成に必要な技術的な情報</p> <p>(実施案の提出)</p> <p>第43条 有資格事業者は、実施案を提出する場合には、業務規程第56条の3第1項第2号の公募要綱にしたがって本機関に提出する。</p>

変更前 (変更点に下線)	変更後 (変更点に下線)
<p>電事業者又は送電事業者に対して、<u>実施案の提出を求める。</u></p> <p>六 <u>説明会の開催</u> 本機関は、必要に応じ、有資格事業者を対象とした公募要綱の説明会を開催する。</p> <p>七 <u>応募に必要な情報の提供</u> 本機関は、有資格事業者から、実施案の作成のために、次のアからキまでに掲げる情報の提供の依頼があった場合には、本機関が実施案の作成のために必要であると認める範囲において、関係する電気供給事業者から情報の提出を受け、当該有資格応募者に当該情報を提供する。この場合には、本機関は、有資格応募者に対して、開示した情報に関する守秘義務を課し、目的外利用を禁止するため、別途誓約書の提出を求めるものとする。</p> <p>ア <u>送電系統図 (送電線経路図、給電系統図等)</u></p> <p>イ <u>既設電気所の概要 (単線結線図、機器配置平面図等)</u></p> <p>ウ <u>設備の諸データ (電圧、設備/運用容量、インピーダンス等)</u></p> <p>エ <u>予想潮流図</u></p> <p>オ <u>系統解析用データ (熱容量、同期安定性、電圧安定性、短絡容量等)</u></p> <p>カ <u>広域機関が基本要件の検討において解析を行ったデータ</u></p> <p>キ <u>その他実施案の作成に必要な技術的な情報</u></p> <p>八 <u>実施案の提出</u> 有資格事業者は、実施案を提出する場合には、第2号の公募要綱に記載した提出期限までに本機関に提出する。なお、本機関は、有資格応募者から一切の応募が無かった場合には、第5号の規定に準じて、一般送配電事業者又は送電事業者に対して、<u>実施案の提出を求める。</u></p>	<p>2 <u>業務規程第56条の3第3項及び第56条の4の規定により本機関から実施案の提出を求められた事業者は、本機関が定める期限までに、実施案を策定し、本機関に提出しなければならない。</u></p> <p>3 <u>実施案を提出しようとする事業者は、実施案の内容に他の電気供給事業者が維持・運用する既設の電力設備 (以下「他者設備」という。)の増強、改造等を含む場合若しくはその可能性が認められる場合又は当該実施案の内容が他者設備の維持・運用に影響を与える可能性が認められる場合に、実施案の作成に際し、当該他の電気供給事業者に対し、実施案が他者設備に与える影響の有無及びその内容を確認しなければならない。</u></p>
<p>(<u>実施案の募集を行わない場合の手続</u>)</p> <p>第44条 <u>本機関は、実施案の募集を行うことが合理的でないと認める場合は、その理由を踏まえ、設備形成に係る委員会の検討を踏まえ、有資格事業者の中から実施案の提出を求める事業者を決定する。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により実施案の提出を求められた事業者は、本機関が定める期限までに、実施案を策定し、本機関に提出しなければならない。</u></p> <p>(<u>実施案の応募等</u>)</p> <p>第45条 <u>本機関に対して実施案を提出しようとする事業者 (以下「事業実施主体候補者」という。)は、本機関が策定した公募要綱にしたがって、実施案を策定し、提出しなければならない。</u></p> <p>2 <u>事業実施主体候補者は、実施案の内容に他の電気供給事業者が維持・運用する既設の電力設備 (以下「他者設備」という。)の増強、改造等を含む場合若しくはその可能性が認められる場合又は当該実施案の内容が他者設備の維持・運用に影響を与える可能性が認められる場合には、実施案の策定に際し、他者設備を維持・運用する電気供給事業者に対し、実施案の他者設備に与える影響の有無及びその内容を確認しなければならない。</u></p> <p>(<u>実施案及び事業実施主体の評価方法</u>)</p> <p>第46条 <u>本機関は、次の各号に掲げる評価項目について、実施案及び事業実施主体の評価を行う。</u></p>	<p>第45条 <u>削除</u></p> <p>第46条 <u>実施案を提出した事業者は、業務規程第58条第2項の協議による場合を除き、実施案の内</u></p> <p>(<u>実施案の修正</u>)</p>

変更前 (変更点に下線)	変更後 (変更点に下線)
<p>一 公募要綱等への適合性 <u>必要な増強容量の確保、増強の完了時期、電力系統性能基準 (第 6 1 条に定める。以下同じ。)</u> の充足性、法令又は政省令への適合性等</p> <p>二 経済性 <u>工事費、流通設備の維持・運用費用、送電損失等</u></p> <p>三 系統の安定性 <u>電力系統の運用に関する柔軟性の向上、事故発生時のリスク等</u></p> <p>四 対策の効果 <u>安定供給への寄与、電力取引の活性化、再生可能エネルギー電源の導入拡大等</u></p> <p>五 事業実現性 <u>事業者の流通設備の建設 (用地取得を含む。)</u> に関する経験、<u>用地取得のリスク、工事の難易度等</u></p> <p>六 <u>事業継続性</u> <u>事業者の財務的健全性、事業者の流通設備の維持・運用に関する経験、保守・運用の体制等</u></p> <p>七 <u>その他実施案の妥当性を評価するに当たって必要な事項</u></p> <p>2 本機関は、実施案の評価において、経済性、系統の安定性、若しくは事業実現性等を向上させ、又は、提出された実施案について適正な比較評価を行うために必要であると認めた場合には、設備形成に係る委員会の検討を踏まえ、当該実施案の応募者との間で実施案の修正に関する協議を行う。ただし、軽微な修正については、設備形成に係る委員会の検討を経ることなく、修正協議を行うことができる。</p> <p>3 実施案の応募者は、前項の協議による場合を除き、実施案の内容を修正することはできない。ただし、実施案を改善する場合であって、設備形成に係る委員会において認められたときは、この限りでない。</p> <p>4 本機関は、他者設備の増強・改造等を含む場合若しくはその可能性が認められる場合又は当該実施案の内容が他者設備の維持・運用に影響を与える可能性が認められる場合には、他者設備を維持・運用する電気供給事業者に対し、次の各号に掲げる事項を確認する。</p> <p>一 既設の電力設備の増強・改造等の有無に関する検討方法及び結果の妥当性</p> <p>二 既設の電力設備の増強・改造等の内容及び概算費用 (既設の電力設備の増強・改造等を含む場合に限る。) の妥当性</p> <p>三 <u>既設の電力設備の維持・運用への影響の有無 (影響が有る場合はその対策)</u></p> <p>(費用負担割合の決定)</p> <p>第 4 7 条 広域系統整備に要する費用は、受益者が受益の程度に応じて費用を負担することを原則とし、本機関は、法令及び費用負担ガイドラインその他の国が定める指針に基づき、広域系統整備の費用負担割合を決定する。</p> <p>2 本機関は、前項の検討の結果、広域系統整備に要する費用の負担を求めることが適当であると認められた全ての電気供給事業者 (以下「費用負担候補者」という。) に対して検討結果を示し、設備形成に係る委員会へのオプザバーとして の 招 聘、書 面 に よ る 意 見 聴 取 そ の 他 適 宜 の 方 法 で 個 別 に 意 見 を 求 めなければならぬ。</p> <p>3 本機関は、設備形成に係る委員会において費用負担候補者の意見を踏まえた検討を行い、費用負担割合の案を決定の上、費用負担候補者に通知する。</p> <p>4 本機関は、前項の規定において通知した費用負担割合の案に対し、全ての費用負担候補者から書面による同意を得た場合に、費用負担割合を決定する。なお、費用負担候補者が第 3 5 条第 2 項又は第 4 0 条第 5 項の規定により提起又は応募を取り下げた場合その他費用負担の意思がないことが明らかとなった場合は、当該費用負担候補者を除外の上、前各項の規定に準じて、再度、費用負担割合を検討する。</p> <p>(費用負担割合の検討結果に不服がある場合)</p> <p>第 4 8 条 前条第 3 項の規定による通知内容 (前条第 4 項後段の規定による再検討後のものを含む。)</p>	<p>容を修正することはできない。</p> <p>(費用負担意思の回答)</p> <p>第 4 7 条 業務規程第 5 9 条第 4 項及び第 5 項の規定により広域系統整備の費用負担割合等の通知があった費用負担候補者は、書面により費用負担の意思を回答しなくてはならない。</p> <p>(費用負担割合等の検討結果に不服がある場合)</p> <p>第 4 8 条 業務規程第 5 9 条第 4 項及び第 5 項の規定による通知内容に不服がある費用負担候補者は、</p>

変更前 (変更点に下線)	変更後 (変更点に下線)
<p>に不服がある費用負担候補者は、本機関に対して、不服の内容及び理由を明らかにした上で、費用負担割合の再検討を要請することができる。</p> <p>2 本機関は、費用負担割合の再検討の要請を受けた場合、設備形成に係る委員会において不服の内容及び理由を踏まえ、業務規程第59条及び前条の規定に準じて再検討を行い、その結果を通知する。</p> <p>(広域系統整備計画の内容)</p> <p>第49条 広域系統整備計画には、次の各号に掲げる事項を記載する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 広域系統整備計画の策定に係る検討の経緯及びその内容 二 整備又は更新をしようとする流通設備 三 流通設備の整備又は更新の方法 四 工事費の概算額、運転維持費の概算額及び費用負担の負担割合等及びその考え方 五 流通設備の整備又は更新の工事の完了の予定時期 六 事業実施主体 七 その他広域連系系統の整備に関する事項 <p>(計画策定プロセスの延長時の扱い)</p> <p>第50条 本機関は、計画策定プロセスの進め方に定めたスケジュール内に広域系統整備計画の決定ができない場合は、当該スケジュール内に、新たなスケジュールを決定するとともに、中間報告を作成し、新たなスケジュール及び中間報告を公表する。</p> <p>2 本機関は、検討提起者(ただし、提起を取り下げた者を除く。次条第3項において同じ。)又は第37条の規定による検討の要請者、応募事業者(ただし、応募を取り下げた者を除く。次条第3項において同じ。)及び費用負担候補者に対して、前項の新たなスケジュール及び中間報告を書面で通知する。</p> <p>(計画策定プロセスの終了)</p> <p>第51条 本機関は、広域系統整備計画の策定が完了した場合のほか、次の各号に掲げるときは、計画策定プロセスを終了する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 第38条第1項の規定により、計画策定プロセスを継続する必要性がないと決定した場合 二 第39条第1項の検討の結果、広域系統整備を行う必要性がないと判断し、広域系統整備の基本要件及び受益者の範囲を決定しなかった場合 三 全ての費用負担候補者が費用負担の意思がないことを明らかにした場合 四 その他設備形成に係る委員会の検討に基づき、広域系統整備計画の策定を行うことが困難であると認められる場合 <p>2 本機関は、前項第3号及び第4号の規定にかかわらず、広域系統整備の基本要件や実施案を見直すこと等によって、広域系統整備計画の策定に至る見込みがある場合は、基本要件や実施案の見直し等を行った上で、第39条から前条までの規定に準じて、計画策定プロセスを継続する。</p> <p>3 本機関は、計画策定プロセスを終了する場合には、検討提起者又は業務規程第51条第3号の規定による検討の要請者、応募事業者及び費用負担候補者の意見を聴取しなければならない。</p> <p>(広域系統整備計画決定後の情報提供)</p> <p>第53条 事業実施主体として選定された者は、本機関に対し、次の各号に掲げる時期に、次の情報を提出する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 広域系統整備計画決定後速やかに 広域系統整備計画の主要工程 二 (略) <p>2 広域系統整備計画の進捗状況の確認は、業務規程第62条第1項の規定により、前項の規定により提出された情報に基づき、本機関が行う。</p> <p>(供給計画に従い設置等を行った流通設備の設置及び維持に要する費用の額の届出)</p>	<p>本機関に対して、不服の内容及び理由を明らかにした上で、費用負担割合等の再検討を要請することができる。</p> <p>(削る)</p> <p>第49条 削除</p> <p>第50条 削除</p> <p>第51条 削除</p> <p>(広域系統整備計画策定後の情報提供)</p> <p>第53条 事業実施主体として選定された者は、本機関に対し、次の各号に掲げる時期に、次の情報を提出する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 広域系統整備計画策定後速やかに 広域系統整備計画の主要工程 二 (略) <p>(削る)</p> <p>(供給計画に従い設置等を行った流通設備の設置及び維持に要する費用の額の届出)</p>

変更前 (変更点に下線)	変更後 (変更点に下線)
<p>第53条の3 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者又は送電事業者は、前項の系統設置交付金の交付を受けるに当たり、供給計画に従って設置等を行った流通設備(系統設置交付金の交付対象となる広域系統整備計画に係るものに限る。)の使用を開始した日の属する年度から当該流通設備の耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表第1又は別表第2に掲げる耐用年数をいう。)の期間の末日の属する年度までの間、減価償却が行われる前年度に、広域系統整備計画ごとに当該流通設備を設置及び維持に要する費用の額を、毎年度、本機関に届け出なければならない。</p> <p>(流通設備の整備の検討の開始)</p> <p>第54条 一般送配電事業者及び配電事業者は、次の各号に掲げる場合には、流通設備(ただし、連系線を除く。以下、この節において同じ。)の整備に関する検討を開始する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 需要の動向、電源の新増設、電源の広域的な利用、電源の廃止等によって、既設設備の最大限の活用を図っても電力系統が電力系統性能基準を充足できなくなると予想される場合</p> <p>三・四 (略)</p> <p>(流通設備の整備計画の策定)</p> <p>第55条 一般送配電事業者及び配電事業者は、広域系統長期方針を基礎としつつ、次の各号に掲げる事項(将来の見通しに係る事項については、その蓋然性も含む。)を考慮の上、増強に経済合理性が認められる合理的な流通設備の整備計画を策定する。</p> <p>一～七 (略)</p> <p>八 電気設備に関する技術基準を定める省令(平成9年3月27日通商産業省令第52号)その他の法令又は政省令による制約</p> <p>九～十六 (略)</p> <p>(流通設備の整備の前提となる諸条件)</p> <p>第57条 流通設備の整備の前提となる諸条件は、原則として、次の各号に掲げる考え方に基づいて決定する。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 回線数</p> <p>ア 特別高圧の電線路</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 機器装置の単一故障時に供給支障や発電支障(電力設備の故障に起因する当該電力設備以外の電源脱落及び発電抑制(第64条第2項第2号イに定める。)をいう。以下同じ。)の影響が限定的と考えられる送電線路の場合 1回線とする。</p> <p>(ウ)・(エ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>六～九 (略)</p> <p>(送配電線の形態及びルートの方)</p> <p>第59条 送配電線の形態及びルートは、次の各号に掲げる考え方に基づき、決定する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 配電線の形態 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年3月23日法律第39号)により電線共同溝を整備すべき道路として指定された場合又は無電柱化の推進に関する法律(平成28年法律第112号)に基づき定める無電柱化推進計画に沿って無電柱化を図る場合は、地中配電</p>	<p>第53条の3 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者又は送電事業者は、系統設置交付金の交付を受けるに当たり、供給計画に従って設置等を行った流通設備(系統設置交付金の交付対象となる広域系統整備計画に係るものに限る。)の使用を開始した日の属する年度から当該流通設備の耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表第1又は別表第2に掲げる耐用年数をいう。)の期間の末日の属する年度までの間、減価償却が行われる前年度に、広域系統整備計画ごとに当該流通設備を設置及び維持に要する費用の額を、毎年度、本機関に届け出なければならない。</p> <p>(流通設備の整備の検討の開始)</p> <p>第54条 一般送配電事業者及び配電事業者は、次の各号に掲げる場合には、流通設備(連系線を除く。以下この節において同じ。)の整備に関する検討を開始する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 需要の動向、電源の新増設、電源の広域的な利用、電源の廃止等によって、既設設備の最大限の活用を図っても電力系統が電力系統性能基準(第61条に規定する電力系統性能基準をいう。第55条第7号において同じ。)を充足できなくなると予想される場合</p> <p>三・四 (略)</p> <p>(流通設備の整備計画の策定)</p> <p>第55条 一般送配電事業者及び配電事業者は、広域系統長期方針を基礎としつつ、次の各号に掲げる事項(将来の見通しに係る事項については、その蓋然性も含む。)を考慮の上、増強に経済合理性が認められる合理的な流通設備の整備計画を策定する。</p> <p>一～七 (略)</p> <p>八 電気設備に関する技術基準を定める省令(平成9年通商産業省令第52号)その他の法令又は政省令による制約</p> <p>九～十六 (略)</p> <p>(流通設備の整備の前提となる諸条件)</p> <p>第57条 流通設備の整備の前提となる諸条件は、原則として、次の各号に掲げる考え方に基づいて決定する。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 回線数</p> <p>ア 特別高圧の電線路</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 機器装置の単一故障時に供給支障(電路が自動的に再閉路されることにより電気の供給の支障が解消した場合を除く。以下同じ。)や発電支障(電力設備の故障に起因する当該電力設備以外の電源脱落及び発電抑制(第64条第2項第2号イに定める)発電抑制をいう。)をいう。以下同じ。)の影響が限定的と考えられる送電線路の場合 1回線とする。</p> <p>(ウ)・(エ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>六～九 (略)</p> <p>(送配電線の形態及びルートの方)</p> <p>第59条 送配電線の形態及びルートは、次の各号に掲げる考え方に基づき、決定する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 配電線の形態 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)により電線共同溝を整備すべき道路として指定された場合又は無電柱化の推進に関する法律(平成28年法律第112号)に基づき定める無電柱化推進計画に沿って無電柱化を図る場合は、地中配電線その他無</p>

変更前 (変更点に下線)	変更後 (変更点に下線)
<p>線その他無電柱の形態を採用することとし、その他の場合は、法令上又は技術的制約がある場合その他架空配電線の建設が困難なときを除き架空配電線とする。</p> <p>三 送配電線のルート 次の各号に掲げる事項(ただし、才及びカに掲げる事項については、地中送配電線を設置する場合に限る。)を考慮の上、送配電線のルートを決定する。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>才 都市計画等との整合性 都市計画法(昭和43年6月15日法律第100号)に基づく都市計画、共同溝の整備等に関する特別措置法(昭和38年4月1日法律第81号)に基づく共同溝整備計画、電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年3月23日法律第39号)に基づく電線共同溝整備計画との整合性</p> <p>カ (略)</p>	<p>電柱の形態を採用することとし、その他の場合は、法令上又は技術的制約がある場合その他架空配電線の建設が困難なときを除き架空配電線とする。</p> <p>三 送配電線のルート 次の各号に掲げる事項(ただし、才及びカに掲げる事項については、地中送配電線を設置する場合に限る。)を考慮の上、送配電線のルートを決定する。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>才 都市計画等との整合性 都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく都市計画、共同溝の整備等に関する特別措置法(昭和38年法律第81号)に基づく共同溝整備計画、電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)に基づく電線共同溝整備計画との整合性</p> <p>カ (略)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(電力設備の単一故障発生による発電抑制)</p> <p>第64条の2 一般送配電事業者及び配電事業者は、N-1故障の発生時に保護継電器により行われる速やかな発電抑制(以下「N-1電制」という。)を実施することで、運用容量を拡大することができる。</p> <p>2 一般送配電事業者及び配電事業者は、N-1電制装置(N-1電制を実施するために発電設備等に設置する制御装置等をいう。以下同じ。)を設置することが適当であると判断した発電設備等を指定して、当該発電設備等を維持し、及び運用する電気供給事業者又は当該発電設備等を新規に送電系統へ連系を行う電気供給事業者に対して、N-1電制装置の設置を求めることができる。</p> <p>3 前項の求めを受けた電気供給事業者は、正当な理由がない限り、一般送配電事業者又は配電事業者が指定する発電設備等にN-1電制装置の設置その他のN-1電制を実施するための必要な対応をしなければならぬ。</p> <p>4 一般送配電事業者及び配電事業者は、前項の規定によりN-1電制装置を設置した電気供給事業者に係る発電事業者又はN-1電制装置を設置した特定契約者(一般送配電事業者、配電事業者又は特定送配電事業者と再生可能エネルギー電気措置法第2条第5項に規定する特定契約又は再生可能エネルギー電気措置法第2条の7第1項に規定する一時調達契約を締結している電気供給事業者をいう。以下同じ。)に対して、N-1電制装置の設置等に関する費用を負担しなければならない。</p> <p>5 一般送配電事業者及び配電事業者は、N-1電制を実施した場合には、発電抑制の対象となった発電設備等を維持し、及び運用する電気供給事業者に係る発電事業者又は特定契約者に対し、次の各号に掲げる額を負担しなければならない。</p> <p>一 発電抑制の対象となった発電設備等を維持し、及び運用する電気供給事業者に係る発電事業者が、N-1電制の実施により当該発電設備等以外から電気の供給を受けた場合には、その電気の供給を受けるために要した費用から、N-1電制が実施されなかったときに当該発電設備等の発電に要したであろう費用(FIT電源が発電抑制の対象となった場合は、当該FIT電源が供給したであろう電力量に再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則(平成24年経済産業省令第46号)第13条の3の4(同令附則第13条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。))に規定する回避可能費用単価を乗じた額)を差し引いた額</p> <p>二 発電抑制の対象となった発電設備等がFIT電源である場合には、N-1電制が実施されなかったときに当該FIT電源の発電により再生可能エネルギー電気特措法第15条の3の規定により算定される調整交付金として得られたであろう収益に相当する額から、N-1電制が実施されなかったときに当該FIT電源が発電に要したであろう費用を差し引いた額</p> <p>三 発電抑制の対象となった発電設備等がFIP電源である場合には、N-1電制が実施されなかったときに当該FIP電源の発電により再生可能エネルギー電気特措法第2条の4の規定により算定される供給促進交付金として得られたであろう収益に相当する額(当該FIP電源が再生</p>

変更前 (変更点に下線)	変更後 (変更点に下線)
<p>(接続検討の申込み)</p> <p>第79条 発電設備等と高圧又は特別高圧の送電系統の連系等を希望する系統連系希望者は、次の各号に掲げる場合においては、契約申込みに先立ち、接続検討の申込みを行わなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 発電設備等の全部若しくは一部又は付帯設備の変更（更新を含み、以下この条及び次条において「発電設備等の変更」という。）を行う場合。ただし、変更前の当該発電設備等が最新の系統連系技術要件（託送供給等約款別冊で定める系統に連系する設備に関する技術要件をいう。以下同じ。）に適合するときであつて、次のア又はイの規定に該当するときは除く。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 次条の規定により、一般送配電事業者等が接続検討を不要と判断したとき</p> <p>三・四 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(接続検討の回答)</p> <p>第85条 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者等は、前条第1項の規定による検討結果が以下の条件に該当する場合には、前項の接続検討の回答書に、次の各号に記載する内容を明示しなければならない。</p> <p>一 系統連系工事に広域連系系統の増強工事が含まれる場合 業務規程第72条第3項第1号に掲げる内容</p> <p>二 系統連系工事の規模等に照らし、対象となる送電系統が効率的な系統整備の観点等から電源接続案件一括検討プロセスの対象となる可能性がある場合 業務規程第72条第3項第2号に掲げる内容</p> <p>三 (略)</p> <p>3 一般送配電事業者等は、前項第1号に掲げる条件に該当する場合には、系統連系希望者に対する回答に先立ち、本機関に対し、その旨並びに申込概要及び回答概要を報告しなければならない。ただし、接続検討の結果が、前項第2号に掲げる条件にも該当する場合には、一般送配電事業者等は、その旨も併せて報告するものとする。</p> <p>4 一般送配電事業者等は、前条第1項の規定による検討結果が、第2項第1号に掲げる条件に該当せず、かつ、第2項第2号の規定に該当する場合には、業務規程第72条第3項第2号の規定に準じて、系統連系希望者に対し、電源接続案件一括検討プロセスの対象となる可能性があること及び同プロセス開始に至る手続について、必要な説明を行う。</p>	<p>可能エネルギー電気措置法第2条の7第1項に規定する一時調達契約を締結している場合には、当該FIP電源の発電により再生可能エネルギー電気特措法第15条の3の規定により算定される調整交付金として得られたであろう収益に相当する額から、N-1電制が実施されなかったとしたときに当該FIP電源が発電に要したであろう費用を差し引いた額)</p> <p>四 発電抑制の対象となった発電設備等が電力系統から切り離された場合には、当該発電設備等を再度起動するために必要となる燃料費等に相当する額</p> <p>6 一般送配電事業者及び配電事業者は、前項に規定する額を負担する場合には、電気供給事業者から提出を受けた前項各号に規定する費用及び収益に関する資料及び一般送配電事業者又は配電事業者と当該電気供給事業者の間でN-1電制の実績確認を行ったことを証する資料を本機関に提出し、業務規程第64条の4第3項の規定により本機関が行う回答を事前に得なければならない。</p> <p>7 一般送配電事業者若しくは配電事業者又は関係する電気供給事業者は、本機関から業務規程第64条の4第2項の規定により追加の資料の提出を求められた場合には、速やかにこれに応じなければならない。</p> <p>(接続検討の申込み)</p> <p>第79条 発電設備等と高圧又は特別高圧の送電系統の連系等を希望する系統連系希望者は、次の各号に掲げる場合においては、契約申込みに先立ち、接続検討の申込みを行わなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 発電設備等の全部若しくは一部又は付帯設備の変更（更新を含み、以下この条及び次条において「発電設備等の変更」という。）を行う場合。ただし、変更前の当該発電設備等が最新の系統連系技術要件（託送供給等約款別冊で定める系統に連系する設備に関する技術要件をいう。以下同じ。）に適合するときであつて、次のア又はイの規定に該当するときは除く。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 次条第3項の規定により、一般送配電事業者等が接続検討を不要と判断したとき</p> <p>三・四 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(接続検討の回答)</p> <p>第85条 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者等は、前条第1項の規定による検討結果が次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める内容を前項の接続検討の回答書に明示しなければならない。</p> <p>(判る)</p> <p>二 系統連系工事の規模等に照らし、対象となる送電系統が効率的な系統整備の観点等から電源接続案件一括検討プロセスの対象となる可能性がある場合 業務規程第72条第3項に掲げる内容</p> <p>三 (略)</p> <p>(判る)</p> <p>3 一般送配電事業者等は、前条第1項の規定による検討結果が、前項第1号の規定に該当する場合には、業務規程第72条第3項の規定に準じて、系統連系希望者に対し、電源接続案件一括検討プロセスの対象となる可能性があること及び同プロセス開始に至る手続について、必要な説明を行う。</p>

変更前 (変更点に下線)	変更後 (変更点に下線)
<p>日法律第59号)による改正前の再生可能エネルギー電気特措法第2条第5項に規定する特定契約を締結している小売電気事業者等であつて、その特定契約に基づき受電する電気に係る発電計画の計画値の通知若しくは確認を受けることを希望する発電契約者(ただし、一般送配電事業又は配電事業の許可を受けていない発電契約者にあつては、一般送配電事業者又は配電事業者との間でその旨の発電量調整契約を締結した者に限る。以下「旧特例契約者」という。)は、次の各号に掲げる手順によつて、計画値の通知又は確認を受けることを希望した発電計画(以下「特例発電計画」という。)を一般送配電事業者の供給区域ごとに作成する。なお、週間計画以前の計画については、小売電気事業者等自らが作成するものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>59号)による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第2条第5項に規定する特定契約を締結している小売電気事業者等であつて、その特定契約に基づき受電する電気に係る発電計画の計画値の通知若しくは確認を受けることを希望する発電契約者(ただし、一般送配電事業又は配電事業の許可を受けていない発電契約者にあつては、一般送配電事業者又は配電事業者との間でその旨の発電量調整契約を締結した者に限る。以下「旧特例契約者」という。)は、次の各号に掲げる手順によつて、計画値の通知又は確認を受けることを希望した発電計画(以下「特例発電計画」という。)を一般送配電事業者の供給区域ごとに作成する。なお、週間計画以前の計画については、小売電気事業者等自らが作成するものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(一般送配電事業者及び配電事業者による計画等の提出)</p> <p>第141条 一般送配電事業者及び配電事業者は、次の各号(配電事業者にあつては、第2号を除く。)に掲げる計画その他の情報を、同号に掲げる期限までに、本機関に提出しなければならない。ただし、配電事業者が計画その他の情報を提出する場合には、当該配電事業者が事業を行う一般送配電事業者の供給区域ごとに、当該一般送配電事業者が提出する計画その他の情報とあわせて本機関に提出することができる。</p> <p>一～三 (略)</p>	<p>(一般送配電事業者及び配電事業者による計画等の提出)</p> <p>第141条 一般送配電事業者及び配電事業者は、次の各号(配電事業者にあつては、第2号を除く。)に掲げる計画その他の情報を、同号に掲げる期限までに、本機関に提出しなければならない。ただし、配電事業者が計画その他の情報を提出する場合には、当該配電事業者が事業を行う一般送配電事業者の供給区域ごとに、当該一般送配電事業者が提出する計画その他の情報とあわせて本機関に提出することができる。</p> <p>一～三 (略)</p>
<p>(本機関の指示又は要請を受けた会員その他の電気供給事業者の託送利用に関する契約)</p> <p>第149条 一般送配電事業者、配電事業者その他の電気供給事業者(ただし、送電事業者を除く。)は、本機関の指示又は要請に基づき電気の供給に伴う託送供給を行うため、託送供給の実施前又は緊急時やむを得ない場合は託送供給の実施後、速やかに託送供給の条件等を定めた契約を締結するものとする。</p>	<p>(本機関の指示又は要請を受けた会員その他の電気供給事業者の託送利用に関する契約)</p> <p>第149条 一般送配電事業者及び配電事業者その他の電気供給事業者(ただし、送電事業者を除く。)は、本機関の指示又は要請に基づき電気の供給に伴う託送供給を行うため、託送供給の実施前又は緊急時やむを得ない場合は託送供給の実施後、速やかに託送供給の条件等を定めた契約を締結するものとする。</p>
<p>(電力需給等に関する情報の本機関への提出)</p> <p>第268条 一般送配電事業者及び配電事業者は、本機関が業務規程第181条の年次報告書を作成するため、本機関に対し、毎年8月末日までに、次の各号に掲げる事項に関する前年度の実績を報告しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 停電に関する実績 電気関係報告規則(昭和40年6月15日通商産業省令第54号。「電気関係報告規則」という。)に基づき作成した事故発生箇所別供給支障事故件数及び需要家停電統計の情報</p> <p>四 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>附則(平成28年4月1日)</p>	<p>(電力需給等に関する情報の本機関への提出)</p> <p>第268条 一般送配電事業者及び配電事業者は、本機関が業務規程第181条の年次報告書を作成するため、本機関に対し、毎年8月末日までに、次の各号に掲げる事項に関する前年度の実績を報告しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 停電に関する実績 電気関係報告規則(昭和40年通商産業省令第54号。「電気関係報告規則」という。)に基づき作成した事故発生箇所別供給支障事故件数及び需要家停電統計の情報</p> <p>四 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>附則(平成28年4月1日)</p>
<p>(平成28年度供給計画の案及び供給計画の本機関への提出)</p> <p>第2条 平成28年度の供給計画の案及び供給計画の提出期限は、第9条の2及び第9条の3の規定にかかわらず、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 電気事業法等の一部を改正する法律(平成26年6月18日法律第72号)の施行に伴い送電事業者、特定送配電事業者、小売電気事業者(登録特定送配電事業者を含む。)及び発電事業者となる者</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>二 電気事業法等の一部を改正する法律(平成26年6月18日法律第72号)の施行に伴い一般送配電事業者となる者</p>	<p>(平成28年度供給計画の案及び供給計画の本機関への提出)</p> <p>第2条 平成28年度の供給計画の案及び供給計画の提出期限は、第9条の2及び第9条の3の規定にかかわらず、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 電気事業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第72号)の施行に伴い送電事業者、特定送配電事業者、小売電気事業者(登録特定送配電事業者を含む。)及び発電事業者となる者</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>二 電気事業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第72号)の施行に伴い一般送配電事業者となる者</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>ア・イ (略)</p> <p>(高圧需要者を対象としたスイッチング支援システム利用の経過措置)</p> <p>第3条 小売電気事業者は、高圧需要者を対象としたスイッチング支援対象業務について、電気事業法の一部を改正する法律(平成26年6月18日法律第72号)が施行される日から起算して6か月の間、第264条の規定にかかわらず、一般送配電事業者の定める申込方法によりスイッチング支援対象業務を行うことができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>附則 (令和4年4月1日)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 本指針は、令和4年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。</p>	<p>ア・イ (略)</p> <p>(高圧需要者を対象としたスイッチング支援システム利用の経過措置)</p> <p>第3条 小売電気事業者は、高圧需要者を対象としたスイッチング支援対象業務について、電気事業法の一部を改正する法律(平成26年法律第72号)が施行される日から起算して6か月の間、第264条の規定にかかわらず、一般送配電事業者の定める申込方法によりスイッチング支援対象業務を行うことができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>附則 (令和4年4月1日)</p> <p>(施行期日)</p> <p>本指針は、令和4年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。</p>

附則 (令和 年 月 日)

(施行期日)

本指針は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。ただし、第64条の2の規定(第4項から第7項までの規定に限る。)は、経済産業大臣の認可を受けた日又はN-1電制の費用精算に関する託送供給等約款の変更の効力が全ての一般送配電事業者において生じた日のいずれか遅い日から施行する。

電気事業法第28条の50第2項の規定による 監事の意見書

1. 監査の概要

電力広域的運営推進機関（以下、「本機関」という。）の2021年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書、事業報告書及び決算報告書（以下、「財務諸表等」という。）について、理事会その他の会議に出席し、会計書類及び重要な決裁文書を読覧及び調査し、本機関の理事等から職務の執行状況等について定期的に報告を受け、随時説明を求めること、及び監査室と内部監査結果について緊密な連携を図ることにより、監査を実施しました。

2. 意見

2021年度の財務諸表等は、法令及び会計規程等の規定に基づき、本機関の当年度における財政状態及び経営成績を適正に表示しているものと認めます。

2022年5月16日

電力広域的運営推進機関

監事 古城春実 ⑩

監事 千葉彰 ⑩

監 査 報 告 書

電気事業法（以下、「法」という。）第28条の20第3項及び第28条の50第2項の規定に基づき、電力広域的運営推進機関（以下、「本機関」という。）の2021年度に係る監査を実施した結果を以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査計画・監査方針を定めた上で、理事長、理事、監査室その他職員と意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、会計監査の分野及び業務監査の分野を中心に調査を行い、その結果を監事間で協議しました。

具体的には、3回の総会、52回の理事会その他の会議に出席し、議案、重要な決裁文書、経済産業大臣に提出する文書、会計帳簿、会計書類等を閲覧及び調査し、本機関の理事等から、職務の執行状況等について報告を受け、随時説明を求めました。また、監査室と適時に情報連絡会議を実施し、内部監査結果について、緊密な連携を図りました。

以上の方法により、法令及び諸規程等の規定に従い、適正かつ効率的な業務の運営が行われているか等の観点から監査を実施しました。

2. 監査の結果

- (1) 本機関の業務運営は、法令及び諸規程等の規定に従って適正に実施され、理事会決議の内容は相当であると認めます。
- (2) 役員の仕事の遂行に関し、不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はないものと認めます。
- (3) 2021年度の「財務諸表等」（財産目録、貸借対照表、損益計算書、事業報告書及び決算報告書）は、法第28条の50第2項の規定に基づく監事の意見書のとおり本機関の財政状態及び経営成績を適正に表示しているものと認めます。

2022年5月16日

電力広域的運営推進機関

監事 古 城 春 実 (印)

監事 千 葉 彰 (印)